

論 説

国際公共性と国際公共性諸学説（下）

— 国際金融システムの規範的方法の検討（2） —

紀 国 正 典

- I はじめに
- II 国際公共性と国民公共性（以上前々号）
- III 国際公共性諸学説の検討
 - (1) 国際政治・経済学分野（以上前号）
 - (2) 国際法分野（以下本号）
 - (3) その他分野
- IV おわりに

(2) 国際法分野

国際法の分野には、もっぱら「国際共同制御」の行為側面から国際公共性の具体的態様に関心を示し、それを実証的に考察した注目すべき研究がある。

それは国際行政法の国際法としての存在を積極的に評価し、その多様な存在様式を具体的・実証的に検討したものであって、多くの研究成果が生み出されている。²⁹⁾

この研究は、「国際行政法の国際法としての存立」を積極的に評価しようとして、次の二つの両極にある理論的立場や学説を退ける。

一つは、国際社会に固有の行政事務としての国際行政法の存在を否定するものであって、国際行政法とは、各国の国内行政法の対外的・地域的な適用範囲や妥当範囲を定める法（抵触法規範）でしかないとする学説であり、たとえ国際的な関係をもって施行される行政行為であっても、国内行政機関が実施する

場合には国内行政法秩序に還元されると説くものである。

もう一つは、国際行政法を狭く限定する学説であって、公権力や拘束力などの国際強制力を与えられた国際機関や国際組織（超国家機関）が執行する行政事務や行政行為のルールや規範を、「国際行政法」とみる立場である。

前者は、国際システムの評価に際して、国際分権性（主権並存性）という現実にあくまでこだわろうとしたものといえるし、後者は、国際集権性（主権統合性）という国際法の完成モデルを徹底させようとしたものといえる。

ただし、この研究が上述の両極の立場を退けるといっても、前者の抵触法規範としての行政法が国際化の進展につれてその役割を高めていくことまで否定するわけではないし、また後者のケースが実現した場合にそれが国際行政法としての条件を十分に満たしていることを否定するものでもない。³⁰⁾

この研究の要点は、複数国に関係する個々の行政分野の行政事項について、関係国が多数国間条約を結び、その継続的な実施のために定期的な会議を実施したり、その条約によって固有の組織と権能をもつ国際組織（厳密には政府間国際組織）を設立して行政事項を一元的・統一的に処理しようとする場合、たとえそれが19世紀後半に多く設立された国際行政連合のように国際的な資料収集や調整的な機能を果たすだけのものであっても、またその実施が国内行政機関に委ねられたままであっても、そこに国際的な行政法（論者のいう「国際社会に固有の国際公共事務」）の存在を認めようとすることである。なぜなら、その国際的な条約や国際組織が、程度に差があるとしても締約国の国内行政法や行政行為を修正したりそれに関与したりする作用を果たしているのは事実であって、その具体的な機能上の側面・内容に注目するからである。

このようにこの研究は、国際行政法の行為主体が主権国家であることは自明であるとし、それ以外に重要なものとして多数国間条約を継続的に実施するための定期会議と、多数国間条約によって設立され、加盟国の共通利益を継続的に達成するため固有の組織と権限をもつ国際組織（厳密には政府間国際組織）の二つを挙げ、いずれも各国の国内行政法と行政作用に影響・関与するという具体的な機能面では区別する必要はないとして、この二つを一括して「多面的国際制度」と呼ぶのである（「国際行政共同体」と表現する場合もある）。

多边的国際制度（国際行政共同体）の様式・機能について、論者は大要次のようにいう。³¹⁾

多边的国際制度は、各国の行政事項について、①国家行為を規制する法規範の設定、その解釈・適用、②国際法上の義務の履行確保、③国際的な職務執行という三つの機能を通じて、各国の行政事務に介入して、固有の国際行政事務を実現している。ただし、それらの機能については程度の差は大きく、情報・資料の収集・配布・検討や各国の行政事務についての共通の基準・規則の作成などの調整機能をもつだけのものから、主権国家の権限を強く委ねられた統合機能をもつものまでの範囲があり、その間にいろんな変型・混合機能をもつものがあってきわめて多様な様式・形態で存在する。どの範囲までの行政作用を各国の裁量ないし自主的な決定に委ね、どの程度の権限を国際行政共同体の固有の権限に委譲するのか、この境界区分は、各国の政策的・主観的な判断を越えて、行政事項に関する実体国際法規範の整備の現状に応じて、決定される問題である。国際行政法の対象事項は、これらの実例の集積のうえ経験的に分類され確定されていくものである。

このようにこの研究は、主権国家間の会議や交渉、条約、国際機関の設立など、現実にはきわめて多様な様式や機能・権限をもって存在せざるを得ない国家間の国際的行政行為に「国際行政法」としての評価を積極的に与え、その具体的な実態の解明の必要性を提唱したのである。現実の国際行政行為は、前述した国際分権性（主権並存性）と国際集権性（主権統合性）の両極間に、きわめて多様で複雑な様式で存在することに注目したものである。

ここで論者が、国際行政法、国際的公共事務、多边的国際制度などの概念でとらえようと試みているのは、現実の国際的行政行為の多様で複雑な実態であって、それはわれわれのいう「国際共同制御」の行為側面の現実である。このようにこの研究は、「国際共同制御」行為の機能や存在様式について、機能主義的・実質主義的・現実主義的にアプローチすべきことを示したものであって、「国際共同制御」の具体的態様を行為動態的に理解すべきことを提起したという点で、優れた研究方法であると評価できる。

以上のようにこの研究は「国際共同制御」の多様な動態的側面を積極的に評

価値しようとするが、この方法が必要になった理由は、個人とその集団の生活関係が多数国の領域にまたがり国際的な交通を深めるにつれて、相互依存関係に基づいて多数国が関係する新しい国際的社会関係が形成されてきたことに着目したからだ、という。

そこで認識されているのは、多数国の領域をこえた交通や運輸、情報などの交流関係であり、それによって形成された相互依存関係の拡大であって、われわれのいう「国際共同利用」諸関係の進展のことである。この研究は、国際共同制御の発生条件として国際共同利用諸関係の進展があることを示している。³²⁾

さらにこの研究は、これらの国際共同利用諸関係の発展につれて、論者のいう「国際的利益」（われわれのいう「国際共同利益」に相当するもの）が存在するようになったという。

そして、次のようにこの「国際的利益」を説明する。³³⁾

第1に、特定国の国境内で充足される生活利益とは別に、複数国と関係する利益すなわち相互に関係しあう必要を充たしかつ人類社会の生活の相互依存関係に基づいて出現した国際的利益が存在するようになったこと。

第2に、この人類社会の新しい生活利益を法的にいかに関護・保障するかが、具体的な課題として提起されるようになったが、この国際的利益とは、国家が外交的措置などにより相手国の行政権の行使に修正・救済を求めて確保される生活利益ではなく、その受益者である私人の国籍・現在地にかかわらず、統一的に保護・実現されるべきものであること。

第1の定義は、国際的利益とは、複数国と関係する利益であることを指摘したものである。第2の定義では、国際的利益は、一時的な外交的措置ではなく、国際法や国際機関などの何らかの恒常的な国際的措置によって保護されるべき利益であることが示されている。

「複数国と関係する利益」と「国際法などによって保護される利益」という、「国際的利益」についての論者のこの二つの定義は、後ほど国際法分野の他の諸研究を紹介・検討する際にも繰り返し現れるものであって、国際法分野に特有のものであるともいえる。

この「国際的利益」論について、われわれのいう「国際共同利益」論の視点からは、次のような評価が可能である。

第1に、「複数国と関係する利益」という定義は、国境を越えた範囲に利益が帰属することを示しており、国境を越えた地域的・地理的範囲基準で国際共同利益を規定しようとしたものである。これは国際共同利益という概念を形式的基準でみた場合に最初に取り上げるべき定義であって、妥当な取り扱いであるといえる。地域的・地理的範囲でみた場合の国際共同利益の発展度基準については、すでにわれわれは繰り返し述べてきた。

第2に、しかしながら論者には国際共同利益の質的程度性を問題にするという姿勢はない。国際共同利益は、公平性、公正性、効率性という三つの基準によって、その集合的利益の帰属の質的程度性を測定する必要がある。そしてこれを国際共同利益の発展度基準に加えるべきである。

第3に、「国際法などによって保護される利益」という論者の定義は、国際共同利益を保証するためには、何らかの国際共同制御やその発展が不可欠であることを示したものであって、重要な指摘である。これは国際共同利益行為と国際共同制御行為の連関性について提起したものである。

第4に、ただし国際共同制御が発展したとしても国際共同利益が必ずしも実現できるとは限らないことである。国際共同利益の質的程度性は国際共同制御の質的程度・水準によって決定されるのであるから、民主性・公正性や共同利益実現性という基準で国際共同制御の質的程度性を問題にすべきであるが、論者にはその視点はない。この点については、後ほど詳しく検討する。

以上、この研究全体をふりかえってみると、これは「国際共同制御」行為を出発点として国際公共性をとらえようと試みたものであるが、その理論展開をみれば、「国際共同利用」や「国際共同利益」の行為側面についても言及し、国際公共性を三つの行為側面からとらえるべきことを示す結果になっている。その理論展開は、まず「国際共同制御」という新しい国際行政行為の多様な発生・発展を積極的に評価しようとするが、それに注目すべき理由は「国際共同利用」関係の高まりであって、この国際共同利用関係の高度化が「国際共同利益」を保護・実現すべき必要性を生み出しており、これによって「国際共同制

御」行為が発生・発展するというものである。この理論展開は三つの行為側面の相互連関性を教えている。

国際法の分野には、上述の先駆的な研究成果を受け継ぎ、それらを「国際公益」をキーワードにしていっそう深めようとした研究成果がある。これは論文集であって、そこには多様な研究や見解が発表されているが、これらから国際共同制御の歴史と現実について多くのことを学ぶことができる。³⁴⁾

それらの研究成果をまとめてみれば次のようになる。

第1に、国際共同制御行為が、国際共同利用の広範な領域・分野のそれぞれにおいて形成されてきたことが、具体的・歴史的・実証的に明らかにされていることである。

それらの論文集で取り上げられている国際共同利用の対象物を分類的に整理してみると、自然的存在物としては、宇宙空間、大気、海洋・公海・深海底、南極などが取り上げられており、社会資本的存在物には、国際河川、国際運河、航空、海運、鉄道、国際電気通信、国際郵便が研究されており、社会的存在物としては、国際刑事犯罪、海上警察権、人権の国際的保護、世界銀行、国際司法裁判所などが考察対象となっている。

国境をこえた国際共同利用は、対象物が国家の領域主権で分割・分断されている場合には当然だがそうでない場合でも、複数の主権国家の領域主権にかかわりをもつことになって、当該国の国益に関係することになる。そうなれば国際共同利用を効率的に秩序だてて運用できるようにするためには、関係主権国家が共同基準やルールを策定したり国益調整を行うなどの国境をこえた制御方法が必要となる。論文集では、国境をこえた国際共同利用関係が強まることによって、複雑な経過や過程をたどるとはいえ、上述の対象物について何らかの様式の国際共同制御行為が形成されてきたことが歴史的・実証的に解明されている。

第2に、上述の国際共同制御行為が、国際共同利用の対象物の違い、主権国家間の国際共同利用関係の進展の程度、関係する主権国家間の利害関係や力関係、さらに関係国の調整能力や創造能力を反映して、きわめて多様な様式で形成されていること、したがって国際共同制御の行為様式は上述のさまざまな要

因の複合作用によって多様に変動する動態物であることが、具体的・歴史的・実証的に明らかにされていることである。³⁵⁾

この国際共同制御行為の多様性について、論文集の研究成果を次のように整理することができる。

まずは、国際共同制御の統合度という視点からみた多様性である。

国際共同制御行為の出発点は、主権国家が国際会議や国際機関における交渉の場で、二国間や多数国間条約を締結・批准して国際ルール（国際法）を制定することである。そして、条約（とりわけ多数国間条約）で定められた目的を遂行するために常設の国際組織（政府間国際組織：international government operation）を設立することが多い。

条約は、憲章、協定、規約、規定、議定書などの名称で呼ばれることがあるが（これ以外に勧告とかガイドライン、宣言などの法的拘束性のないもの、いわゆるソフト・ローとよばれるものも、最近では複雑な国家間利益の調整に一定の役割を果たしているといわれている）、いずれであれ条約は法的拘束力をもつので、批准国の国内制度・基準・法令やその執行・運用方法などは国際ルールにそって変更・修正・追加される必要がある。主権国家はどのような体制であれ立法権・行政権（執行権）・司法権という国内制御装置をもち、それに基づいてそれぞれの国内制度・法令・ルールとその執行・運用が行われている。したがって条約が締結・批准されるということは、主権国家の立法権・行政権（執行権）・司法権などの権限や管轄権が制限を受けることであり、さらに条約によって常設の国際組織が設立されてそれらの権限がこれに委譲されることもある。

国際共同制御の統合度からみた多様性というのは、主権国家が策定した国際ルールによって、主権国家の権限や管轄権が制限・拘束される程度そしてそれらが国際組織に委譲される程度の違いによって様々な段階が区分できることである。

論文集には、この統合度という視点から国際共同制御の段階区分を試みた研究成果がある。

ある見解は、「国際公益実現の原初的形態」、「国際公益実現の間接的形態」、

さらに「国際公益実現の直接的形態」というように三つの段階に区分する。³⁶⁾

「原初的形態」というのは、関係諸国家間の共通利益の実現のために国際条約が結ばれるのであるが、その実現の担い手は原則として各国家機関であり、各主権国家間の権限配分とその相互不可侵が前提とされているものである。19世紀初頭の国際河川委員会が例示されており、それによって航行の自由は保障されたが、各沿岸国の排他的管理権限が認められ、委員会（国際組織）は各沿岸国の調整機能をもつだけであった。

「間接的形態」というのは、関係諸国家間の共通利益の実現の担い手は各国家機関であるものの、国際的に共通の規則と基準を制定し、加盟国はその実施を拘束され、国際組織は実施されているかどうかの監督権限（定期的な報告、事実審査、審議・勧告）を委ねられるものである。19世紀後半に設立された各種の国際行政連合が例示されている。現代に至ってもこのケースが依然として多いという。

「直接的形態」というのは、関係諸国家間の共通利益の実現のために設立された国際組織自身が、加盟国家機関を介さなくても、共通利益の実現のために必要な業務を直接的に実施する権限を委ねられたものである。非沿岸国もふくめて構成され、沿岸国・非沿岸国から独立した法制定や執行機能をもち、直接に私人を拘束する権限も与えられた19世紀のダニューブ河やライン河のヨーロッパ国際河川委員会が、その萌芽的なものとして例示されている。

また別の見解は、刑事犯罪の分野に関してであるが、①保護法益の性質、②犯罪の構成要件を定める法律（国内法あるいは国際法）、③管轄権の所在先、④管轄権の設定基準、⑤管轄権のおよぶ範囲、という五つの基準によって、「国家主権モデル」「国際協力モデル」「国際社会モデル」「世界国家モデル」という四つの段階を区分する。³⁷⁾

「国家主権モデル」とは、①が国内法的法益、②が国内法、③が各国の権能、④については、立法管轄は属地・属人主義、執行管轄は属地主義、国際法は抵触法規範として作用し、国際協力は相互主義にもとづく互恵的なもの、⑤は条約当事国に限定、というように主権国家の並存モデルである。「国際協力モデル」とは、各国の主権を尊重しつつ協調しあうモデルであって、①は、各国の

共通の犯罪として把握する、②は国内法であるが国際法が国内法の指針として機能、③管轄権は各国にあるが各国はそれを尊重しあい国際法にしたがって調整する、などの点が進展する。これが「国際社会モデル」となると、①については国内法上の利益は無視しないが第一次的に国際社会全体の利益、②は国際法であってその適用は各国が国内法化する、③国際法によって権限を各国に配分、④立法管轄は普遍主義、執行管轄が属地主義、⑤非締約国にも処罰権限、ということになるが、「国際協力モデル」との違いを明確にしたことを論者は強調する。「世界国家モデル」とは文字どおり、世界国家体制が成立した状況をイメージしたものであって、①が世界的な法益、②が国際法、③が立法・執行・司法とも国際社会、④管轄権はすべて国際機関、⑤加盟国は全世界となる。またこの修正版として、各国家が地域的な機関として機能する「国際機関モデル」も示されている。

以上二つの見解を紹介したが、いずれも立法・行政・司法という主権国家の権限（国内制御機能）が、国際共同制御機能として段階的に統合される過程を概括した貴重な研究成果である。さらに具体的に検討すればいっそう多様な段階やモデル区分も必要になるであろう。

なお論文集では詳しくふれられていなかったが、EU（欧州連合）は、ローマ条約やマーストリヒト条約などを国際憲章にして、立法機関に当たる閣僚会議や理事会そして行政機関にあたる欧州委員会さらに司法機関である欧州裁判所をかまえた三権分立の国際制度を構えていることに示されているように、制度面で民主主義をそなえた国際共同制御機構である。

次に国際共同制御の多様性は、地域的範囲および機能的範囲という視点からもみる必要がある。

ある一定の地域的範囲の国や利害関係国が、それらの関係国全体の共同利益の実現を目指すために地域的範囲の多数国間条約を締結・批准して、共通基準や協力原則を定めたり、それを遂行するため地域的国際組織を設立することができる。これは地域的・利害関係的な範囲のものであり地域的国際共同制御機構ということができる。上述した国際河川委員会も関係利用国によって設立された。また、OECDやOPECそしてEU（欧州連合）などは、この地域的国際組

織である。

これに対して、国際連盟や国際連合などはすべての国の加盟を前提として設立されているので、地域的範囲という視点からすれば世界的・普遍的な規模での国際共同制御機構ということが出来る。

多くの国が普遍的国際組織に加盟しておりながら他方では地域的国際組織にも所属しているので、これらの地域的国際組織と普遍的国際組織の間には、一方では協力的・補完的・相互作用の関係が生じることもあるが、他方では利益関係が対立して競争的・排他的・敵対的关系になることもあるなど、複雑な関係が生じる。普遍的利益、地域的利益、個別的国家利益が重層的・多元的にからみあって、複雑な様相を示しているのが現実である。³⁸⁾

国際組織はその機能面から分類しても多様である。活動範囲が特定の専門分野に限定している専門的組織と、それらもふくめて機能的に多くの諸問題や総合的問題を取り扱うことが定められた一般的・普遍的国際組織がある。国際連盟や国際連合は後者に属し、例えば国際連合は、平和や安全保障などを扱うほか、それ以外に機能的な専門的諸部門を構え、総合的に活動している。

なお、国際共同制御の発展度をみる基準としては、上述した①統合性の発展度からみる基準、②地域的・機能的範囲としての発展度からみる基準以外に、③民主性・公正性、つまり関係国の意思が公正に反映される民主主義的制度が保障されているかどうかという点での国際共同制御の質的程度・水準からみる基準、さらに、④国際共同制御が実際に関係国すべてにどの程度の共同利益を実現させているかどうかという点から国際共同制御の質的程度・水準を評価する基準、この二つの基準を加える必要がある。①と②の統合性や地域範囲性が発展したとしても③と④の民主性・公正性や共同利益実現性が発展するわけではないし、③の民主性の発展についてもそれが自動的に④の共同利益性を実現させるとも限らない。このことはすでにⅡ章で述べてきたことであって、われわれのこれまでの研究で国際共同制御の質的程度・水準と呼んできたのは、③の国際民主性・公正性基準と④の国際共同利益実現基準のことである。

論文集から第3に学べることは、これまでの現実の歴史を振り返ってみると、国際共同制御の発展が国際共同利用の対象物の違いに応じて異なった様相を示

していることである。³⁹⁾

自然的存在物では、領域主権が未確定な分野・領域において、全人類に共同利用権や共有物であることを認め、国家による排他的領域主権を排除する方式の国際共同制御が発展しているものもある。

例えば、宇宙空間については国際連合の宇宙空間平和利用委員会が宇宙条約を定め、天体をふくむ宇宙空間の領域権の設定の明示的な禁止とそれが全人類に認められた活動分野であることを宣言している。これは月についても月条約で定められている。また深海底についても国際連合海洋法条約が、深海底が人類のすべてに利用可能な「人類の共同遺産（common heritage of mankind）」であることを宣言している。さらに公海についても、国際慣習法や国連海洋法条約で航行自由の原則と領域主権の禁止が定められ、さらに海賊取り締まりの権限（管轄権）がすべての国に認められている。

また、領域主権が確定している分野においても、社会資本的存在物のうち河川、海運、交通（鉄道・運輸）や郵便・通信分野においては、比較的早期から国際共同制御行為の進展がみられたことである。例えば、上述した19世紀のヨーロッパの国際河川委員会や国際行政連合などである。国際行政連合は、国際電気通信連合（1865年設立）、万国郵便連合（1874年設立）、万国工業所有権保護同盟（1883年設立）、万国著作権保護同盟（1886年設立）、万国農事協会（1905年設立）というように19世紀後半以降設立された。

しかし、以上の対象物と比較して社会的存在物、とりわけ平和・安全保障や人権分野においては、国際共同制御行為の進展が困難であったことが指摘されている。例えば、国際連合の活動報告書において、人道的活動（教育・保健・福祉・難民保護）や運輸・通信・気象・統計などの領域の情報収集、標準化作業、規範設定作業などにおいては、加盟国間の合意形成が比較的容易であったが、国際平和の維持と軍縮、開発問題に関して合意成立が困難であることが紹介されている。⁴⁰⁾

第4の論文集の成果は、この論文集のキーワードである「国際公益」概念について統一の見解は示されていないものの、いく人かの論者が理論的定義を試みていることである。そこで示された見解には相反したものがあるが、「国際

公益」概念（われわれの用語に従えば「国際共同利益」概念）を深めるという点ではたいへん意義がある。

ある見解は、「複数国に関係する利益」という意味や「国際社会全体の利益」という意味での「国際公益」が存在することを認めるが、その存在の確認や指標は、管轄権配分に関する属地主義等の伝統的原則が克服され普遍主義が確立されているか、あるいは国際義務の責任分担という形式で管轄権が設定されていることに求める。つまり、領域主権の修正・制限という国際共同制御行為での進展があることをもって、国際公益性の存在を見出そうとするものである。⁴¹⁾

他方、これに反対する見解は、領域主権が修正されるという動き（論者のいうところの「領域主権の機能主義的な転換」）があることだけをもって、そこに「国際公益」や「国際社会の一般的利益」の存在をみることに異議を唱える。なぜなら、国家が国際社会全体にとっての一般的利益の確立を目指しつつ、他方でそれぞれの国益の擁護を図っている限り、「国際社会の一般的利益」が国際政治の道具概念として権力的・イデオロギー的に濫用されることがあるからであって、それを防止する方法の考察こそ必要であるという。⁴²⁾

領域主権の修正・制限の進展によって国際共同利益の存在を確認しようとした前者の見解は、前述した国際共同制御の発展度をみる基準の②国際共同制御の統合性基準から国際共同利益を測定しようとしたものである。そして、この見解を批判し、国際公益論が権力的・イデオロギー的に濫用される危険性を指摘した後者の見解は、③の国際共同制御の民主性・公正性基準、あるいは国際共同制御が関係国すべてにどれだけの共同利益を実現させているかどうかという④の国際共同利益実現基準から、国際共同利益を測定すべきことを提起したものと考えることができる。

ただし、いずれの見解も国際共同利益を国際共同制御の側面から考察しようとするという点では共通しており、この理論的方法は、次に考察する研究成果にもみられるが、国際法のアプローチに共通のものと思われる。

国際法の分野には、前にふれたように、「国際共通利益」概念そのものを統一テーマにし、それについて国際法の立場から意欲的な検討を試みた共同研究

の優れた成果がある。⁴³⁾

この共同研究の編集代表者は、「国際共通利益」概念を研究する意義について、次のように語る。「国際社会における共通利益概念は、きわめて抽象的でありかつ多様である。近年、国際社会における『共通利益』を問題とする著書論文も少なからず見られるが、そこにおける表現は、『共通利益』のほか、『一般利益』、『全体利益』、『国際公益』などが用いられ、また最近では、『人類益』や『地球益』などの表現も見られる。これらの表現の意義内容が同一であるか否かについては定かではない。しかし、国際社会における共通利益概念が、個々の国家の追求する個別利益（ナショナル・インタレスト）の概念と相対するものとして、国際社会の構造とそこで機能する国際法の性格に密接な関係をもつものであることは、疑いを得ないであろう。本書においては、共通利益概念の国際法上の意義、共通利益概念と国際社会の構造、共通利益概念と国際法の拘束性の問題に多少の検討を加えてみたいと思う。」⁴⁴⁾

ところが、「国際共通利益」概念の解明を共通テーマとしたこの研究会においても、この概念について統一した定義や認識をまとめることは困難を極め、結局のところ、各論者が独自に定義づけをして専門分野の論文として提出することになった、というのである。⁴⁵⁾

本稿では、編集代表者の提案した「国際共通利益」概念を基本にし、他の論者のそれとを比較検討することによって、全体に共通している認識とその違いについて考察することにする。このことによってわれわれのいう「国際共同利益」概念をより深めることができると考える。

なお、これまで繰り返し述べたように、「共通利益」という概念には、「同様に存在する属性利益」という意味での静的な使い方と「共同関係の創造によって生じる利益」という動的な使い方がある。われわれのいう「共同利益」という用語は、後者の意味であって、共同利用という動的な関係があったり、それを組織することによって利用者全体に還元される利益という意味での「共通利益」である。この点の区別はこの共同研究から明らかではなく両方の意味をふくんで使用されているようであるので、われわれのいう「国際共同利益」の意味に引き付けて理解する。⁴⁶⁾

編集代表者が提起した「国際共通利益」概念の定義は、次の三つに要約できる。⁴⁷⁾

第1に、国際法によって保護される利益を、国際社会における共通利益と理解することである。したがってこれは国際法の種類とともに多種多様であるという。

第2に、国際社会における共通利益概念をその利益の帰属主体という視点から、①その利益の帰属が国家のみにかかわるか、あるいはその利益が国家の構成員の個人に帰属する場合でも国家を介在する場合の共通利益（国家に共通の利益）、②その利益の帰属が国家を介在せずに、普遍人類社会の構成員である人類に直接かかわる共通利益（人類に共通の利益）というように、これを大きく二つのカテゴリーに分けることである。

なお前者の①「国家に共通の利益」は、さらに二国間や少数国間の利害関係の調整や積極的利益実現に係わる「特別国際法上の共通利益（二国間の通商航海条約、技術協力協定、安全保障・地域統合条約等）」と国際社会の協力関係の推進による積極的利益の実現に係わる「一般および普遍国際法上の共通利益（交通・通信・郵便・保健衛生・度量衡などの国際行政連合など）」、さらに国際法秩序の維持に係わる「一部普遍国際法上の共通利益（ユースコーゲンス：強行規範）」の三つに分類されている。

後者の②「人類に共通の利益」の例としては、集団殺害罪（ジェノサイド）の防止・処罰に関する条約などの人道法や国連総会で採択された世界人権宣言や国際人権規約などの人権法そして地球環境保護などが示されている。⁴⁸⁾

第3に、国家に共通の利益と人類に共通の利益というこれらの二つの共通利益概念について、さらに「死活的な利益」と「必ずしも死活的でない利益」に分けることである。

死活的利益とは、国家に共通の利益であれ人類に共通な利益であれ、人類の生在に直接かかわる利益であるという。前者の国家に共通の利益の例としては、国際の平和と安全の維持にかかわる武力による威嚇と武力行使の禁止、侵略行為の禁止、核不拡散・核軍縮などが例示されており、後者の人類に共通の利益については、人道法の保護や地球環境の保護などが示されている。

第1の、国際共同利益は国際法によって保護される利益であるという定義は、内容的には共同研究の他の論者のそれともほぼ共通しているものである。その理由について編集代表者は、条約や国際慣習法などの国際法が国際社会で機能するのは、そこに国際法によって保護される利益（保護法益）が存在するからだという。

この定義が、国際法の分野全体に共通していることについては前述した。本節で最初に取り上げた論者は、これを国際共同利益についての第2の定義として取り扱っていたものである。しかしここでの論者は、それを第1の定義として取り扱い、優先的順位を与えているのである。

ただしこれを第1の定義として掲げるということは、単に順序が逆転したことにとどまらず、国際共同制御の進展によって国際共同利益の内容を定めるという新たな意味を付与したことになる。

国際共同利益がより優れた国際共同制御によってその利益が増大したり持続することは確実であって、その点で国際共同利益を国際共同制御によって保護される利益であると定義することは間違っていない。しかし、そのことで国際共同利益の内容を国際共同制御の存在や発展によって限定することになってしまえば誤りである。なぜなら国際共同利益が存在してもそれを発展させる国際共同制御機能が組織されなかったりその質的程度が十分でない場合もあるからである。国際共同利益の内容を国際共同制御の発展の程度・水準によって規定してしまうと、国際共同利益の内容を狭く限定してしまうことになりかねない。国際共同制御が不十分であったり、その発展がない場合にも、国際共同利益として追求されるべき分野・領域が存在することを認識する必要がある。それが実現できるかどうかは、人類の英知と理性および学習能力と創造力にかかっているのである。

ただ編集代表者もそのことを了解しており、国際法によって保護されるべき利益と考えられるものでも、理念にとどまってまだ実体国際法として成立するに至っていないものもあるという。⁴⁹⁾

しかし、この理念が実定国際法として実現するには、多大な困難がともなうことを指摘する論者も多い。例えば、共同論文集には、「人類の共通利益」を

実現するには、国家間関係を中心とする従来の国際法の枠組みを超えるような新機軸が必要であると指摘する論者がいる。⁵⁰⁾

さらに、「人類の共通利益」を実現する実効的な手段や方法が、現在の国際社会にどの程度形成されているのか、それを次の三点から検討する必要がある、という論者もいる。それは、人類全体の「共通利益」が国家の「個別利益」と競合・抵触した場合の調整方法、「共通利益」を実現するための国際機構や国際制度の実効性、そして「ソフト・ロー」という新たな立法機能の役割についてである。この三つの課題はいずれも国際共同制御機能を高めるためには、重要な検討課題である。⁵¹⁾

第2の定義の、国際共通利益を「国家に共通する利益」と「人類に共通の利益」に分類すること、さらに前者については「二国間の共通利益」「多数国間の共通利益」「一般的・普遍的共通利益」の三つに分類が可能であることについては、次にみる理論的アプローチの違いがあるとはいえ、基本的な枠組みとしてこの共同研究の他の論者とも大筋で共通している。

ある論者は、一方では利益の性質から上記のように分類し、さらに人類に帰属する利益には、将来の世代を考慮したもの（人類の共同の遺産としての深海底資源、地球規模の環境保護等）と、現在の世代を対象としているもの（国籍の区別なしの人権の保護等）に区別する。他方では条約の締結範囲からみて、二国間共通利益、地域的共通利益（政治的意味での）、一般的共通利益（国際社会一般を対象とし、基本的に普遍性を指向）、普遍的共通利益（国際社会のすべての国々あるいは国民を含む）と分類できるという。⁵²⁾

別の論者は、共通という範囲にはさまざまなレベルが可能で、二国間の共通利益やグループ国家間の共通利益と限定でき、そして国際社会の共通利益、さらに人類の共通利益と拡大可能であって、共通利益という概念を多義的もしくは伸縮可能な意味内容をもつものとして使用し、範囲の限定によって適宜使いわけていく必要があるという。⁵³⁾

以上のように、国際共通利益を、利益の帰属範囲、つまりその地域的・地理的範囲で規定し、そのそれぞれの範囲に応じて、それぞれの国際共通利益が存在すること、そしてその最も広い範囲が人類全体に共通の利益であると理解す

ることについては、これまでのわれわれの理論的・学説的なアプローチからも導き出されたものであって、妥当な方法論であると思われる。

ただし、編集代表者が国際共通利益を「国家に共通する利益」と「人類に共通の利益」の二つに分類する際に、利益の帰属の地域的範囲という視点からだけでなく、前者が「国家を介在して個人に帰属される利益」であり、後者は「直接個人に帰属する利益」であるということに関しては、明解性に欠けるところがある。

なぜなら、「人類に共通の利益」の例として示された、集団殺害罪（ジェノサイド）の防止・処罰に関する条約などの人道法や国連総会で採択された世界人権宣言や国際人権規約などの人権法そして地球環境保護などは、国家権力の横暴を阻止したり国家行政の積極的な関与や規制を介在することなしには、実現できないものだからである。そもそもすべての国際共同利益がなんらかの国際共同制御なしには実現できないものなので、国家の介在なしに個人に帰属する国際共同利益などを想定することはできない。他方、論者が「国家に共通する利益」の一例として示した、交通・通信・郵便・保健衛生・度量衡などの国際行政連合によって生み出された利益も、複数国家間の合意が成立し運用が開始された後は、直接に個人に帰属するのである。

なお、この第2の定義について、編集代表者との意見が異なっていることがある。それは、共通利益の性質について、国際共通利益を、「特定国へ配分不可能な集合的利益」と説明する論者や、「特定国へ割り当てが不可能な利益、国々の間で『不可分な』という意味での『集合的』利益」と述べる論者がいることである。⁵⁴⁾

このことはいわゆる「公共財の非競合性」という問題であって、われわれにとってはすでに前稿において解決済みのものである。国際公共財である対象物、われわれのいう国際共同利用の対象物から受ける利益の配分は可能である。例えば、国際共同利用財であって航行自由の原則が定められている公海を、ある国がその特定部分を独占利用して他の国の利用を排除することは可能であって、その場合には不均等な利益配分が行われたことになる。国際共同利用財（国際公共財）であるからこそ「競合性」が発生するのである。したがってこの点か

ら、国際共同利益が「配分不可能」とか「不可分」であると定義することは誤りである。しかしながら、利用原則やルールを定めて、利用参加者が必要に応じて利用でき、同等の利益を公平に持続的に受けることができるようにすることは可能であって、その意味で、国際共同利益を「配分不可能」とか「不可分」であるということはできるが、それはあくまでそのような国際共同制御が有効に機能しているからである。⁵⁵⁾

もう一つ編集代表者の意見が他の論者と異なっているのは、編集代表者の第3の定義についてであって、国際共通利益を「死活的な利益」と「必ずしも死活的でない利益」に分類する方法を、他の論者が採っていないことである。

国際共同利益を「死活的な利益」と「必ずしも死活的でない利益」に分類することには多少の異論があるが、多様な国際共同利用様式に対応して存在する種々の国際共同利益に関して、重要度・優先度によって決まる価値序列があるという意味だと理解すれば、これは意義のある問題提起である。おそらくこのなんらかの基準に基づいて政策決定、行動選択や資金投入・配分などの優先順位が決定されることになるであろう。しかし、現実には、どのような場で、どのように、対立する多数の国益を調整して優先度や重要度について政策的合意を得ることができるかどうかについては、大きな困難も予想される。

ただし理念や政策論的に発展させるべき国際共同利益の優先度や重要度を決める議論や運動を組織する必要性はますます大きくなっている。現実には、そのような国際共同利益を発展させることができるかどうかは、前述したように、人類の英知と理性および学習能力と創造力にかかっているのである。

(3) その他分野

これまで国際政治学・経済学分野そして国際法分野について検討を進めてきたが、これらの分野を包括した学際的分野やそれ以外の分野にも、国際公共性にかかわる多くの重要な研究成果がある。これらのすべてについて考察をすすめたいが、残念なことに枚数制限上、国際公共性に強く関係する文献や研究成果に限定せざるを得ない。本稿で取り上げられなかった文献や研究成果については、他の機会に検討したい。また本稿で取り上げた研究成果についても、国

際公共性に関する総論に限定せざるを得ないが、各論的部分については別の機会に検討することにした。

学際的分野には、「グローバル・ガバナンス」という概念をキーワードにした優れた研究成果が二つある。一つは、国際連合のグローバル・ガバナンス委員会が提出した報告書であり、もう一つは学術研究書である。いずれも国際共同制御の行為側面から国際公共性を追究しようとしたものであって、本稿の研究を進める上で欠かせない重要なものである。

国連のグローバル・ガバナンス委員会の報告書は、28名の世界的に活躍した識者や政治家によって3年にわたって研究と討論が重ねられ、1995年にスイスのダボスで開催された世界経済フォーラムで発表されたものである。⁵⁶⁾

この報告書は、人類全体の利益（われわれのいう国際共同利益）の持続的な実現を達成するためには、グローバル・ガバナンスが必要でありそれを強化すべきであるとして、その意義と方法、および四つの中核的な領域についてグローバル・ガバナンスの具体的改革策を提起したものである。

グローバル・ガバナンスを初めて提起し、しかもそれが壮大であるとともに実践的・現実的であるという点では、画期的な報告書である。

ただ、そのグローバル・ガバナンスという概念を定義するにあたって、日本語ばかりでなくフランス語にもすぐ翻訳できないといわれる「ガバナンス」という言葉をどう定義するかで、委員会は最初に多くの時間を割かれたことが明らかにされており、この点について議論が紛糾したことも推察される。⁵⁷⁾

報告書がまとめたグローバル・ガバナンス論は、上記の事情にあるように多くの意見や立場を取り入れたことが影響したかもしれないが、たいへん包括的で多面的に論じられていて、つかみどころがないところもある。わかりやすくするためにこれを要約的に分解してみれば、次のようにいえる。⁵⁸⁾

- 1) ガバナンスとは、個人と機関、私と公とが共通の問題に取り組む多くの方法の集まりであり、多様な利害関係を調整し協力的な行動に向けた継続的な過程（プロセス）のことである。
- 2) 強制的権限をもつ公的機関やレジームなどの公式の取り決めに加えて、人々や機関が同意する非公式な申し合わせも含まれる。

- 3) 地域レベルのガバナンスの行為主体は、近隣の共同管理組合、町の協議会、森林破壊をコントロールする住民の地域イニシヤティブ、交通運輸計画を開発する複数都市の機関、政府の監督下で自主管理する株式市場、産業グループ、国家機関などである。
- 4) グローバルガバナンスの行為主体は、これまで政府間関係が基本であったが、現在では非政府組織（NGO）、市民運動、多国籍企業、地球規模の資本市場、全世界的なマスメディアまで含むものと考えらるべきである。
- 5) 国家と政府は、人々と地球共同体全体に影響を及ぼす問題に対して建設的に対応すべき公的機関であり、そのために必要な資源を管理し使用する能力をもたねばならない。しかしグローバル・ガバナンスは、世界政府あるいは世界連邦主義を目指すことではない。
- 6) グローバル・ガバナンスには、一つの決まったモデルや形式、特定のあるいは一連の決まった制度があるわけではない。これは、変化を続ける状況に対して、常に発展し反応する広範でダイナミックで複雑な相互作用による意思決定過程（プロセス）である。
- 7) グローバルな意思決定の効果を上げるためには、現地レベル、国家レベル、地域レベルでの決定を土台とし、さまざまなレベルで、いろいろな人々や多様な制度のもつ技量と資源を利用する必要がある。さらにグローバルな行為主体が情報、知識、能力をプールし、共通の関心事について共同の方針や実践方法を開発できるようネットワークを構築すべきである。

報告書のいうグローバル・ガバナンスの特徴を筆者の私見によってまとめれば、次のようにいうことができる。

第1に、ガバナンスとは、集団的な意思決定の方法であり、またその過程（プロセス）である。したがってグローバル・ガバナンスとは、地球規模レベルでの、つまり地域的・地理的範囲でみてたいへん高度なレベルでの集団的意思決定過程でありその方法である。また次にみるように、これに参加する行為主体は多様で多数にのぼるので、これらによって形づくられる意思決定過程は、常に発展し反応する複雑な相互作用によって形成される動態的なものであって、一つの決まったモデルや形式があるわけではない。

第2に、グローバルな意思決定過程は、市民、市民運動、非政府組織（NGO）、企業（多国籍企業）、市場、自治体、国民政府、国際組織がかかわり縦軸において重層的で相互作用的なものであり、また国際組織や国民政府を中心とするグローバル・レベルや地域レベル、現地レベルでのグローバル・ネットワークが形成され横軸において多層的で相互作用的なものである。

第3に、グローバル・ガバナンスは強化されるべきであるが、世界政府や世界連邦のような世界レベルでの中央集権を目指すものではない。それが民主主義を脅かしたり、あらたに強大な権力を導く恐れがあるからである。

グローバル・ガバナンスを提起しそれを強める必要性が生じた理由を、報告書は、世界のすべての人々が「地球隣人社会」あるいは「地球村」と表現できるほど、緊密な共同利用者関係で結びつけられるようになったからであるとして、次のような例をあげる。⁵⁹¹

運輸や通信の技術発展により距離と時間が短縮されたこと、貿易、工業発展、多国籍企業、投資の増大が世界を緊密に結びつけるようになったこと、そしてこれらの活動のすべてが地球の生態系の資源に依存しており、その劣化がますます明らかになりつつあることである。例えばヨーロッパで使われるエアゾールが南米での皮膚癌の原因になり、ロシアでの穀物不作がアフリカの飢餓を悪化させ、北米の不景気がアジアの人々から雇用を奪い、アフリカの紛争によってヨーロッパへの難民が増えるなどのことである。

その結果、国民国家が協力し隣人社会の一員として行動しなければならない問題がますます増大しているという。例えば、平和と秩序の維持、経済活動の拡大、汚染との取り組み、気候の変動の抑止あるいは最小限の抑制、伝染病との闘い、兵器拡散の抑制、砂漠化の防止、種の多様性の保護、テロ抑止、飢餓克服、経済不況の克服、希少な資源の分かち合い、麻薬取引犯人の逮捕、女性の解放、人権擁護などの問題である。

「地球隣人社会（global neighbourhood）」という概念は、この報告書の重要なキーワードであり、地球人類全体が地球資源や生態系の共同利用者としての諸関係を強めていることを示したものである。ただし筆者がこれまで何度も述べてきたように、共同利用関係はある者の利益が他の者の利益と競合する関

係であって、その緊密度・統合度が高まるほど競合関係も強まる。これを共同利益関係に高めるには、優れた国際共同制御が必要になる。つまり、国際共同制御の目的は、持続的な国際共同利益の実現である。

報告書は、この国際共同利益の実現は、それを具体化したグローバルな価値観・市民倫理・規範が行動指針として広く受け入れられ、それを身につけたリーダーシップが発揮され、それによって質の高いグローバル・ガバナンスが形成されることによって、達成が容易になるという。

報告書のいう価値観（values）とは、文化的、政治的、宗教的、思想的な相異や地縁・利権そして民族・文化のアイデンティティーをこえ全人類が支持でき等しく共有できることを目指した普遍的なものであって、その点で抽象的になるが、生命の尊重、自由、正義と公正、相互尊重、配慮、誠実さが示されている。

そしてこれを共通の権利・義務関係としてさらに具体化したものが、グローバルな市民倫理であり、規範である。

それはすべての人々に次のような権利を認める。安全な生活、平等な扱い、相当の収入と生きるために必要なものを手にいれるチャンス、平和的な手段を通じてそれぞれの相違を明確にし保護すること、あらゆるレベルでのガバナンスへの参加、著しい不正を是正するための自由で公正な請願、情報への平等なアクセス、地球共有財への平等なアクセス。

同時にそれはすべての人々に次のような義務・責任を求める。共通の善への貢献、自らの行為が他の安全と安寧に与える影響を考慮すること、男女の平等を含む平等の促進、持続可能な開発を追求し地球共有財を守ること、それによって将来世代の利益を保護すること、人類が文化的・知的に継承してきたものを守ること、ガバナンスに積極的に参加すること、腐敗をなくすこと。⁶⁰⁾

報告書は、四つの中核的な領域についてグローバル・ガバナンスを強化することを提案する。それは、①安全保障の推進、②経済的相互依存の管理、③国連の改革、④世界的な規模に法の支配を強化することである。それらを詳細に述べる余裕がないので、それぞれにおける主要な改革案を紹介しよう。

①安全保障の推進には、国家の安全保障から人類と地球の安全保障への枠組

みの変更、核などの大量破壊兵器の削減・軍縮、紛争と戦争の予防システムの構築、兵器の生産と貿易の管理などがある。②経済的相互依存の管理には、国連に経済安全保障理事会（ESC）を創設し持続可能な開発に向けた戦略的枠組みを検討することやIMFとWTOの政策の調整などを行うこと、IMFの役割の強化、低所得諸国の債務削減、環境税や地球共有財の使用手数料さらにグローバルな課税構想の検討などがある。③国連の改革は、安全保障理事会の前面見直し、信託統治理事会に地球共有財に関わる任務を与えること、総会を普遍的フォーラムとして活性化させること、市民組織の参加する市民フォーラムの開催、安全にかかわる請願理事会の創設などである。④世界的な規模での法の支配の強化には、国際法や国際司法裁判所の強化、国際刑事裁判所の創設などがある。

その後、市民運動やNGO、国際世論の力も加わり、2002年7月1日に、ジェノサイド（民族大量虐殺）や人道に対する罪、戦争犯罪、侵略の罪を犯した個人（元首を問わない）を国際社会が裁く「国際刑事裁判所（ICC）」設立条約が発効し、オランダのハーグに常設の国際裁判所として創設されることになった。⁶¹⁾

なお、グローバル・ガバナンスを強化すべきとの意見やそれに向けて国際連合の機能を高めたり改革すべきとの研究や報告書は他にもあるが、ここで取り上げる余裕はない。他の機会を期したい。⁶²⁾

グローバル・ガバナンスをテーマとした学術研究書は、2001年に出版されたものであって、グローバル・ガバナンスについて理論的分析、国際社会の制度化の視点からの分析、事例研究という角度から総合的に検討されたものである。グローバル・ガバナンスの総論に限定してその研究成果をみてみよう。⁶³⁾

この研究の編集者によるグローバル・ガバナンスの定義をまとめると、次のようになる。⁶⁴⁾

- 1) 21世紀の国際社会には、国家（政府）間の水平的ネットワークだけでなく、国際機構やNGO、多国籍企業などの行為主体による立体的なネットワーク体系が生まれており、そこでの集合行為問題の解決には、国際機構やNGOが国家の代理人として動くこともあれば、国家が他の行為主体の

代理人として機能することもある。

- 2) これらの多様な行為主体の行動を導いたり拘束したりするのが、それぞれの行為主体間の広義のパワーであり規範であり制度である。ただしパワーだという理論と国際制度であるとみる理論との間には開きがある。
- 3) 国際社会における集合行為問題を解決するためのこのようなプロセスや制度のことをグローバル・ガバナンスとよぶ。
- 4) 国際社会に中央政府はないが、国家を含む種々の行為主体は多くの領域で国際社会の規範やルールを遵守 (compliance) している。国際社会におけるこうした政府なき遵守の過程と状況をグローバル・ガバナンスとよぶ。

このようにまとめてみると、これらの定義は、先の国連のグローバル・ガバナンス委員会の報告書の内容をほぼ継承したものであるといえる。

さてこのようにみえてくると、本稿でもすでに検討したが、国際社会における公式・非公式な規範やルールと定義される国際レジームと、グローバル・ガバナンスがどう違うのかが問題になる。⁶⁵⁾

研究書はこの二つの概念の違いと関連について、多様な見解を紹介し確定的な共通の理解はまだ存在していないが、一般論として、グローバル・ガバナンスは、問題領域や意思決定過程などからみて国際レジームより包括的で大きな概念であるという。

さらに研究書にはこの違いを具体的に明らかにした見解もある。それは、グローバル・ガバナンスは、主体、方法、問題領域という各次元において、レジームを「全体化」しようとするものであるという見解である。レジームは、国家を行為者とし、ルールを問題解決の方法とし、特定の問題領域を考える、というものであったが、グローバル・ガバナンスは、主体としては、国家だけでなく、NGO、多国籍企業など様々な非国家的行為主体も参加し、方法としてはルールだけではなく様々な方法が考えられ、問題も多領域に広がるというものである。

この見解の注目すべきところは、グローバル・ガバナンスという概念が生じた理由として、レジーム概念が導入された1970年代と比べ、90年代にはグロー

バルに解決すべき諸問題がより多く発生し、行為主体も方法も多様化したことを挙げている点である。これは、グローバル化という国際共同利用関係の進展が、国際共同制御行為の多面的拡大を引き起こすことを示したものであって、重要な指摘であると考えられる。⁶⁶⁾

「地球公共財」(global public goods) という概念をキーワードにした注目すべき研究成果がある。これも国際連合の国連開発計画 (UNDP) による知的貢献の一つである。⁶⁷⁾

それは、消費の「非排他性」と「非競合性」という公共経済学の公共財の定義を地球レベルに適用したものである。このような方法による研究は初めての試みであって、国際公共性を語る上では無視できない重要な研究成果である。

この研究は、地球公共財を次のように定義する。

「地球公共財と呼ばれるものは、次の二つの基準を満たさなければならない。第一に、その便益が強い公共性を持っていることである。それは、『消費の非競合性』と『非排他性』によって特徴づけられる。こうした特徴は公共財に一般的に見られるものである。第二の基準は、その便益が普遍性を持っていることである。例えば、複数の国家（ある特定グループ以外の国々も含む）や複数の人間集団（単一の集団だけでなく将来の世代も含む、あるいは、将来世代の選択のオプションを閉ざさない限りにおいての現在の世代）の便益にかなっているかということである。これらの諸要件を満たすことによって人類全体を地球公共財の受益者とするのであり得るのである。」⁶⁸⁾

第二基準に示された「その便益が普遍性を持っていること」という定式化は、国際公共財を国際共同利益の側面から定義しようとしたものである。国際共同利益の普遍性を空間軸と時間軸で、すなわち多数の国家・人間集団に還元されるという地域的・地理的範囲性と現在の世代および将来世代の便益にもかなう必要性を提起していることは評価できる。本稿の第Ⅱ章においてすでにわれわれは、国際共同利益を地域的・地理的範囲でみることと、国際共同利益は持続的な利益でなければならないことを示してきた。

しかし、これまで折りにふれて繰り返し批判してきたように、第一基準に示された、公共財を消費の「非排他性」と「非競合性」という属性によって規定

する方法は誤りであって、これを地球レベルに直接適用した結果、次のような曖昧さに落ちいたり、あるいは概念上の追加補正を施す必要が生じ、当初の公共財の定義の軌道修正を余儀なくされている。

第1に、地球公共財の定義において、「最終財としての地球公共財」と「中間財としての地球公共財」という新しい概念を提起し、そしてこれらを区別せざるを得なくなっていることである。

この研究は、地球公共財を生産連鎖（production chain）によって区別すべきとして、次のように「最終財」と「中間財」に区分する。⁶⁹

- ① 最終財としての地球公共財は、通常使用される意味の『財』ではなく、結果（outcomes）であって、それは人類の共有遺産や環境などの有形なものかもしれないし、平和や金融秩序の安定などの無形なものかもしれない。
- ② 中間的な地球公共財とは、最終地球公共財の提供に役立つものであって、最も重要な中間財は国際レジーム（international regimes）である。それは公共財をもたらす他の多くの中間財の基盤となるものであって、例えば国際協定、国際組織、国際監視制度、国際的インフラストラクチャー、国際援助プログラムなどである。それは輸送・通信から保健、さらには環境、人口、司法制度、人権、マクロ経済政策等にまで及んでますます多くの分野を扱うようになっており、政府間のものだけでなく、国際的な市民組織や私企業も重要な役割を担いつつある。

「最終財としての地球公共財」を「結果（outcomes）」であると定義しているが、「結果」というのは曖昧で無内容な概念であり、しかも、有形なものと同例示された人類の共有遺産や環境などを「結果」というには無理がある。人類の共有遺産や環境などは、われわれのいう国際共同利用の対象物である。他方、ここで無形なものとして例示された平和や金融秩序の安定は、われわれのいう国際共同利益の行為側面のことであって、その最高度の具体的目標を示したものである。ここでは結果という曖昧な言葉で、国際公共性の国際共同利用の側面と国際共同利益の側面とが、混同されている。このことが次に検討する地球公共財の分類の曖昧さも引き起こしてしまったのである。

地球公共財を「結果」としてしまったのは、一方では「非排除性」「非競争性」の定義が必然的に招いた側面もあるが、他方ではその結果をもたらす手段を明確にしたかったからである。ここでは「中間財としての地球公共財」という新しい概念を提起し、それを最終財と区分して地球公共財にふくめることによってそれが行われている。ここでいう中間財の主要なものに国際レジームが挙げられていることに示されているように、これはわれわれのいう国際共同制御の行為側面を国際公共財にふくめようとしたからである。このようにこの研究が、国際公共財に国際共同制御の行為側面もふくめようとし、国際共同制御によって国際共同利益がもたらされることを明らかにしようとしたことは、評価できる。しかし、中間財と最終財という曖昧な因果関係の概念で処理しようとしたことは問題を残す。

第2に、地球公共財の分類において、人為的地球公共財を、ストックとフローというように曖昧に区分せざるを得なくなってしまったことである。

この研究は、地球公共財をそれが提起する政策上の課題に基づいて、三種類に分類する。⁷⁰⁾

第一分類は、自然界に存在する地球規模の自然共有財（natural global commons）であり、人為以前に蓄積されたストック変数である。例えば、オゾン層や大気（気象）などであり、集団行動の問題は過剰使用である。

第二分類は、地球規模の人為的共有財（human-made global commons）であって、例えば、科学知識、実用知識、世界共通の原則と規範（普遍的基本的人権など）、世界の共通文化遺産、インターネットのような国境を超えたインフラなどである。この種の地球公共財が提起する課題は過小使用である。

第三分類は、これも人間界に存在するが地球規模の政策の結果（global policy outcomes）であって、これには平和、健康、金融安定、自由貿易、貧困からの脱却、公正と正義などが含まれる。集団行動に関する問題は、供給不足である。

われわれも国際公共財を、国際共同利用の対象物の違いによって、大気・海洋などの自然存在物、道路・運河などの社会資本的存在物、そして社会的存在物というように、大まかに三分類した。それは国際共同利用の対象物の相違と

いう一つの基準によって区分したものである。

ところがこの研究の分類をみると、第一分類の自然共有物についてはわれわれと同じ扱いであるが、人間界に存在すると示された第二分類と第三分類の基準が曖昧であり、三つの分類基準が同一のものではないのである。第一分類と第二分類については明らかに利用対象物の違いによって分類しているが、第三分類は「結果」であって、さらに第二分類と第三分類の違いは、前者がストック変数であり、後者がフロー変数であるという。ストックとはすでに生産されたものであり、フローとはこれから供給しなければならないものとの説明がある。この説明にも現れているように、ここでも前述したような国際共同利用の対象物と目標としての国際共同利益が混同されているのである。

以上指摘した理論上の問題点を抱えているとしても、この研究は地球公共財を研究の対象にすえたことによって、また国際連合の現実の活動成果が反映されていることによって、国際公共性の三つの行為側面をいっそう具体的に深めるうえで、次のような評価すべき理論的成果を生み出している。

第1に、地球公共財の対象物や対象領域を広く設定することによって、地球的規模の問題群や領域を包括的に把握し、人類の共同利益を達成するための課題を総合的に提起していることである。例えば、公正や正義、文化遺産、知識、伝染病、国際金融分野などについて地球公共財の観点から検討されており、このような研究成果は初めてのことであろう。この点について本稿で取り上げる余裕はないが、これらの各論的分野にも優れた研究成果がある。

第2に、国際共同制御行為に関して重要な政策的手法を提起していることである。この研究は、地球公共財の供給を高めるためには、①権限のギャップを埋める、②参加のギャップを埋める、③インセンティブのギャップを埋める、この三つが必要であるという。

①は、国民や企業が国境を超えて引き起こす問題に対する全責任を、国民政府に負わせるというものであって、最初に「外部性のプロフィール」を作成し、各国の国境を超える効果を、正・負の両方に分けて明確にし、それについての国民政府の責任を透明にすることが提起されている。②は、政府、国民、市民社会、企業というグローバルな行為主体のすべてに、公共財の生産や消費に貢

献する機会やそれらの優先順位を決定する機会を平等に配分することであって、国際機関の運営に南北代表を平等に参加させること、途上国が自己管理する「グローバル参加基金」の創設、市民社会や民間部門にもその機会を与えること、各部門の専門家を参加させることなどが挙げられている。③は、これらの参加に明確な純便益が与えられ、それがすべての行為主体に公正であると認められることによって、持続的な効果を発揮することである。

第3に、地球公共悪（global public bads）という重要な概念を提起していることである。それは、例えば、第一分類に対応するのがオゾン層減少、放射線の増加、地球温暖化などであり、第二分類に対応するのが人権侵害と不正、不平等、情報格差であり、第三分類に対応するのが戦争、紛争、疾病、金融危機、市場の分断などのことである。地球公共財より地球公共悪の存在の方が確実であって、それについて記述することのほうが容易であると、この研究はいう。⁷¹⁾

これは国際共同利用が進んでも、それが適切な国際共同制御によってコントロールされないことによって、国際共同利益の質的程度のきわめて劣悪な状況（国際共同不利益・損失）が生み出されることを指摘したものである。国際共同利用の地域的・地理的範囲や統合度が高度であればあるほど、この国際共同不利益・損失の程度は強くなる。なぜなら国際共同利用が高度であればあるほど、意思決定にかかわる諸要素が多くなり、国際共同制御の集成的決定（選択）の困難度は増大するからである。「地球公共財の所在はつかみどころがないものであり、我々はそれが不足するまでその存在を当然とする傾向にある」とこの研究の指摘は当を得ている。

グローバル化を批判する立場からの研究にも、国際公共性の研究にとって見過ごせない重要な研究成果があるが、枚数制限をすでに超えたのでこの検討は今後の機会に譲りたい。⁷²⁾

IV おわりに

国際公共性についての理論的・学説的な検討をひとまず終えた。国際公共性

については広大な研究領域や膨大な研究成果が存在しており、しかもそこでは複雑、難解な理論や学説および論争が錯綜しているので、これらと格闘しての苦難の旅となった。

学説紹介もあわせて行っただけの執筆であったので、大部なものになり、まだまだ取り上げなければならない多くの研究成果を残しての不満足な作業となってしまった。また筆者の非力さもあって、優れた研究成果を正当に理解・評価・継承できたのかという点でも不満を残してしまった。上記の事情で国際公共性に直接に関係する研究成果に限定したが、ここで取り上げられなかった多くの優れた研究成果については、別の機会に検討するつもりである。

本稿では、国際公共性についての理論的考察と、国際公共性にかかわる諸学説の検討を行った。

理論的考察においては、公共性三元論を国際公共性に適用し、国際公共性三元論へと発展させた。公共性三元論とは、公共性という人間の共同行為を共同利用、共同利益、共同制御という三つの行為側面に分解しつつそれを相互連関的に統一して理解しようという理論的方法である。したがってこれを国際面に応用すれば、国際公共性三元論とは、国境を超えた人間の共同行為を、国際共同利用、国際共同利益、国際共同制御という行為側面に分解しまたそれを相互連関的・統一的に認識し、その動態的運動法則を理解しようとする方法となる。国際公共性は、国民的な共同利用諸関係・共同利益諸関係・共同制御諸関係が、国境を超えた国際的な共同利用諸関係・共同利益諸関係・共同制御諸関係へと発展することによって発生するので、その地域的・統合的發展度の違いから、たいへん多様で複雑な様相を示す。

諸学説の検討においては、国際公共性三元論に基づいて諸学説を評価・分析することで、国際公共性三元論の理論的検証を行うとともに、現実的・歴史的な検証も行った。

多くの諸学説が、国際公共性の三つの行為側面のいずれかをキーワードにして論じたり、あるいはそれらを相互に連関させて総合的に考察を進めていることを知ることができ、国際公共性三元論の有効性が確認された。また、それらの諸学説が研究対象とした公共性対象物に関係する現実的・歴史的な動きを紹

介でき、国際公共性三元論の内容や概念を、より具体的な内容をもったものとして豊かにすることができた。

まだ不十分さを残しているが、これで金融の公共性・国際公共性の考察に着手できる土台を築くことができた。またこれまで検討した諸学説のなかには、すでにこの点にふれている多くの研究成果もあった。人類の創造的営みを解き明かすには、これまでの研究で事足りるわけではない。よりいっそうの具体的なレベルでの総合的な展開を必要とする。この課題は、金融の公共性・国際公共性を考察することで挑戦してみたい。

注)

- 29) これは国際法学者の山本草二氏の研究業績である。氏の研究業績は膨大にあるので、氏が多くの分野・領域に実証研究を広めていったことと、氏の研究の基本的な方法論を表したことを示す業績だけを参照文献に掲げた。山本草二：[1966]『宇宙通信の国際法——国際企業の法形態として——』、[1968]「国際共同企業と国内管轄権行使の抑制」、[1968]「国際行政法の存立基盤」、[1982]『国際法における危険責任主義』、[1983]「国際行政法」、[1985]『国際法』、[1987]「南極資源開発の国際組織化とその限界」。
- 30) 山本草二氏は、次のように氏の国際行政法論を説明する。「国際行政法の概念は、国際的な関連性をもつ行政事項について、それをすべて各国の国内行政法秩序に還元できるものとみるか、それとも多数国の共通利益を基盤とした国際社会に固有の行政事務とみるかで、異なった構成をとった。
- (イ) しかし、国際関係の進展に伴い国際的公共事務が実在のものとなるにつれて、国際行政法をめぐるこれら両概念の内容が、それぞれ峻別されてその妥当分野を画定するとともに、相互の連関性も明確にとらえられるようになった。
- すなわち、各種の国際行政共同体の手で行政事項を一元的に処理するための国際法規範が整備されれば、その範囲内でこれと矛盾し対立する国内行政法の適用は排除される。その反面、このような『国際法上の行政法』が成立しない場合とか、これを受諾しない国との関係では、抵触法規範としての国際行政法がいぜんとして有効に妥当することになる、といえよう。その意味で今日でもなお、国際行政法は両者の概念をふくめて把握し、その総合的な理解が必要なのである。
- (ロ) したがって、われわれは、これら両概念のどちらか一方を前提にして、国際行政法の対象事項をア・プリオリにきめてかかるわけにはいかない。どの範囲までの行政作用を各国の裁量ないし自主的な決定に委ね、なにを国際行政共同体の固

有の権限に委譲するか、その境界区分は、各国の政策的・主観的な判断を越えて、行政事項に関する実体国際法規範の整備の現状に応じて、決定される問題なのである。……（中略：紀国）……国際行政法の対象事項は、これらの実例の集積のうゑに、いわば経験的に分類され確定されていくべきものである。」山本草二 [1983]「国際行政法」雄川一郎・塩野宏・園部逸夫編『現代行政法体系1 現代行政法の課題』, pp. 333~334。

- 31) 山本草二氏は、「多面的国際制度」および「国際行政共同体」について、次のように説明する。

〔ア〕国際法の一分野としての国際行政法の概念を新しく構成する動きが出るのは、1930年代以降のことである。とくに『国際法上の行政法』とか『行政国際法』とよばれるものである。それは、各国の行政事項と行政作用に対して、程度の差はあっても、国際法の規律と介入がはたらく事実に着目した結果である。

（イ）とくに今日では、各種の多数国間条約に基づいて、国際連合をはじめ250余りに及ぶ国際組織（厳密には『政府間国際組織』）が設立され、その常設機関を通じて諸国間の国際協力を展開している。また、独自の国際組織を設立しないまでも、各締約国が参加する定期会議を通じて、同種の国際協力を実現するものもある。これら各種の国際行政共同体は、国際の平和と安全の維持とか、経済、社会、文化、交通通信、犯罪取締り、環境保全など、個々の行政分野ごとに、諸国間の多面的な（二国間交渉の処理に還元できない）国際協力を機能的かつ有機的に達成し、国際社会の公共利益の実現に貢献している。

（ウ）これら各種の国際行政共同体は、今日では、それぞれ程度の差はあっても、各締約国の国内行政法と行政機関の行為を補完したり特定・個別化するなど、その内容と効果に対して関与し影響を与えるようになってきている。これら共同体は、その恒常的な活動を通じて、各国の独立・主権に基づく固有の主観性を制限し、共通利益の確保という枠内でその行政作用についての判断と行動を客観化しようとするものだからである。具体的には、今日、国際行政共同体は、各国の行政事項について、国家行為を規制する法規範の設定、その解釈・適用、国際法上の義務の履行確保、さらに国際的な職務執行などの諸側面で、固有の国際行政事務を実現しているのである。今日の国際行政法の概念は、このような実績を根柢として構成されたものである。」山本草二、前掲書、pp. 331~332。

なお枚数余裕がなくて取り上げられなかったが、国際法の実効性を「国際コントロール」という概念で考察したものに、森田章夫 [2000]『国際コントロールの理論と実行』がある。

- 32) 国際共同利用諸関係の発展が国際共同制御諸関係を形成することを、山本草二氏は次のように展開する。「国際行政法を国際法の一分野として解しようとする学説は、『国際的公共事務』の概念をその立論の中核にすえている。それは、個人とその集団の生活関係が多数国の領域にまたがり国際的な交通を深めるにつれて、二国

間相互の対抗関係において保護・充足される利益（外交的利益、古典的国際法が対象としたもの）とは別個に、相互依存関係に基づいて多数国に関係する国際的利益が実在するようになり、このような実体的基盤を単位として、個々の行政事項に組みこみうる、新しい国際的社会関係が形成されてきたことに着目した結果に他ならない。いいかえれば国際的公共事務とは、このような国際社会の生活関係を基盤として生じた行政事項を多数国が一元的に処理し、これに介入するために行う事務をいう。……（中略：紀国）……国際的公共事務は、国際社会における公権力または超国家組織の存在を必ずしも条件とはしないのであり、多数国の共通利益に関する特定目的の実現のために特別の国際組織を充当し、これを通じて国際法に基づき加盟国との関係で処理される行政事務であればよい。」山本草二〔1968〕「国際行政法の存立基盤」, pp. 532~534。

- 33) 山本草二氏は、氏のいう「国際的利益」論を、次のように説明する。「人類社会は、徐々に一国的な限界を超越してその生活関係を展開する傾向にあり、それに伴って、従来のように特定国の国境内で充足される生活利益とは別個に、複数国と関係する利益すなわち、相互に関係しあう必要を充たし且つ人類社会の生活の相互依存関係に基づいて出現した国際的利益が存在するようになった。とくに十九世紀後半いらいの大産業と通信運輸手段の発展を契機にして、人員・財貨・技術・情報等が全世界にわたり交換・交流可能になった結果、この人類社会の新しい生活利益を法的にいかんにかに保護・保障するかが、具体的な問題として提起されるに到ったのである。……（中略：紀国）……国際的利益とは、単に国家が、相手国の領域内での自国民の待遇について外交保護をもって対抗し、相手国の行政権の行使に修正・救済を求めることにより、確保されるたぐいの生活利益ではなく、その受益者である私人の国籍・所在地のいかんにかかわりなく、統一的に保護・実現されるべきものである。国際的公共事務（または国際行政）とは、このような国際的利益を多数国の協力により統一的に充足し、そのために介入する事務をいうのである。」前掲書, pp. 536~537。

- 34) この研究成果は、広部和也・田中忠編〔1991〕『山本草二先生還暦記念：国際法と国内法——国際公益の展開——』である。この論文集の構成と各執筆論文は次のとおりである。なお、各章ごとにその章のテーマについてまとまった理論的結論があるわけではなく、それぞれの論者が各論的に持論を展開している。

第1章国際法と国内法——理論と方法、第1節「国際法における比較法的方法——国際法と国内法に関連して——」（広部和也）、第2節「国際法と国内法の関係をめぐる諸学説とその理論的基盤」（田中忠）、第3節「国際法学の国内モデル思考——その起源、根拠そして問題性——」（大沼保昭）、第4節「国際法規の形成過程と国内法」（柳井俊二）、第5節「国際法規の国内的実施」（谷内正太郎）、第6節「国内裁判所における慣習国際法の適用」（村瀬信也）

第2章国際公益の基礎と形成、第1節「『国際公益』概念の理論的検討——国際

交通法の類比の妥当と限界——」(奥脇直也), 第2節「国際組織と国際公益」(古川照美), 第3節「国際法における『境界』の空間的構造」(栗林忠男), 第4節「技術移転における公益と私益——深海底開発と技術移転, 国際公益をめぐる管轄権の構造, 国際公益の形成という視点から——」(吉井淳), 第5節「国際 BAN の自由化と ITU 体制」(船田正之)

第3章国際公益の実現, 第1節「国際組織による国際公益実現の諸形態」(植木俊哉), 第2節「世界銀行の活動を通して見た国際法と国内法の関係」(横田洋三), 第3節「国際法益と国内刑事管轄」(田中利幸), 第4節「海洋汚染防止と国家管轄権の再配分」(水上千之), 第5節「国内法の適用による越境汚染の規制——米加酸性雨紛争と合衆国大気清浄法の適用可能性——」(畠山武道)

第4章国際公益の回復, 第1節「国際司法裁判の地位と機能」(杉原高嶺), 第2節「経済制裁と国際公益——第三国との関係を中心として——」(中谷和弘), 第3節「人権条約の履行確保と国内的救済の原則——外交保護制度とヨーロッパ人権条約との対比を中心として——」(木村寛), 第4節「海上警察権の行使と国内法」(安富潔)。

- 35) 国際共同制御の多様性・動態性について, 植木俊哉氏は次のように説明する。「今日における国際公益の実現過程のすべてが——『政府間国際組織』(international intergovernmental organization) という厳密な意味での——国際組織によって担われているわけではない。それぞれの分野において国際公益の実現の担い手となる国際的機関は, 各分野ごとの主権国家間の複雑な利害関係を反映して, 組織化も進み強力な権限を持つ政府間国際組織から, 組織化の程度も緩やかで権限もより微弱な多边的国際制度 (multilateral international institution) まで実に多様である。このように今日における国際組織——あるいはより広い意味での国際制度——の関与による国際公益実現の諸形態は, 国際社会における主権国家間の個別的利益相互の対立及び各国の国内管轄事項との緊張関係の中から各分野ごとに経験的に形成されてきたものであり, その意味でそれは今日においてもなお国際社会の現実に対応して変化する動態的 (dynamic) なものである。」植木俊哉「国際組織による国際公益実現の諸形態」前掲書, 第3章第1節, p. 372。

- 36) この研究成果は, 植木俊哉「国際組織による国際公益実現の諸形態」前掲書, 第3章第1節である。

氏は、「国際公益実現の直接的形態」が歴史的にそして現実にも少ない理由を次のように説明する。「国家間に共通して存在する国際社会の一般利益が, 各主権国家の個別的利益相互の緊張と対立の過程の中から次第に抽出され『国際公益』として昇華されていく場合に, そのような『国際公益』実現の形態が, 各主権国家による個別的な利益実現から何らかの意味で組織化された集团的・組織的な利益実現へと移行していくことは, 当然に予想される事態である。国際社会における多数国間の共通利益にかかわる問題の処理のために, 多数国間条約を基礎として恒常的な

機関を設け、その機関の活動を通して特定の分野の問題を統一的に処理していこうという動きは、19世紀後半に一定の技術的・専門的分野に始まり、第一次大戦後には国際連盟の設立によって政治的分野にまで広がった。第二次大戦後になると、このような多数国間条約を基礎とする国際的機関による国際社会に共通する問題の処理という方式は、国際連合及び各種の専門機関の設立を通じて、政治的・経済的分野のみならず社会生活のあらゆる分野に及ぶようになった。しかし、国際社会が主権国家並存という基本構造を変えていない以上、もとより国際公益実現の過程における国際的機関の役割も、国内社会における国家機関による集権的・組織的な共通利益実現の過程と比較すれば、今日においてもなお限定的・部分的なものでしかない。例えば、国際的機関がその構成国の国内法令を介さずに直接構成国の国民を規律するような国際公益の実現方式が採られることは、本節において後にみるように現状においてもなお例外的なものでしかない。」植木俊哉「国際組織による国際公益実現の諸形態」前掲書、第3章第1節、pp. 371～372。

37) この研究成果は、田中利幸「国際法益と国内刑事管轄」前掲書第3章第3節である。

38) 国際組織を機能的観点と地理的観点から分析した研究成果は、古川照美「国際組織と国際公益」前掲書、第2章第2節である。

氏は、ビュラリーの定義を引用して、国際組織について、①国家の連合体である、②加盟国の合意によって成立している、③常設機関を備えている、④加盟国意思とは別個の固有の意思をもつ自治的な法主体である、⑤加盟国の共通利益を実現するための用具である、という五つの要素を挙げるが、加盟国は自己の国益を追求するための道具として国際組織を利用しようとする結果、⑤の定義についてはたえず紛争要因になるという。

そして、普遍的国際組織と地域的国際組織の間に敵対関係が発生することの懸念を次のように説明する。「一般に、普遍的国際組織と地域的国際組織との間には、協力的、補完的、競争的、排他的もしくは敵対的關係が生じるが、このような多様な関係は地域的国際組織どおしの間にも生じ得る。最も危険なのは、言うまでもなく、敵対関係にある組織である。NATOとWTOは、ともに国連の加盟国である諸国家を構成員とし、ともに法の根拠として国連憲章（とりわけ五一条の個別的・集团的自衛権）を標榜しつつ、国連の内部に内向的、閉鎖的な二つの部分社会を構成してきた。このような地域的組織は、普遍的組織である国連を直接的に脅かすものである。ここに顕れる国際法規範（国連憲章）と国際法現実（国連の実態）の乖離は、普遍的利益、地域的利益、個別的利益の相互衝突が多面的・重層的な形態で存在していることの帰結である。こうした多元的利益の多元的均衡は、多元的であるがゆえに崩れ易く、必ずしも一定の国際社会秩序を安定化する方向には機能しない。」前掲書、第2章第2節、pp. 260～261。

39) 領域主権が未確定な対象物における国際共同制御の進展については、栗林忠男

「国際法における『境界』の空間的構造」前掲書、第2章第3節、および吉井淳「技術移転における公益と私益——深海底開発と技術移転、国際公益をめぐる管轄権の構造、国際公益の形成という視点から——」前掲書、第2章第4節、が詳しく分析を行っている。

栗林忠男氏は深海底と月について、次のようにその例を紹介する。「深海底について国連海洋法条約（1982年）は『国は、深海底のいかなる部分又はその資源についても主権又は主権の権利を主張し又は行使してはならず、国又は自然人若しくは法人は、深海底のいかなる部分も専有してはならない。主権若しくは主権の権利の主張若しくは行使又は専有は、認められない』（第137条第2項）とし、また、宇宙空間について宇宙条約（1966年）は、『月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によっても国家による取得の対象とはならない』（第2条）と規定する」栗林忠男「国際法における『境界』の空間的構造」前掲同書、p. 297。

そして国境をこえた空間の利用関係の拡大が、排他的領域主権を排除する傾向をもつとして、次のようにいう。「国際法の歴史も空間利用の拡大過程と無縁ではあり得ない。今日では海底へ宇宙へとその射程距離が更に延びつつある。それとともに、空間の利用関係も一定の地理的枠内における利用に止まらず、社会の価値を実現するための場として認識されてくる。換言すれば、社会における経済的・社会的関係の緊密化・相互依存化の過程において、エネルギー、電波、資源、金融、環境など、どれ一つをとり上げても、人間による空間の利用関係は一定の国家とか地域などの地理的枠内における利用という狭い観念に制約されないで、むしろ空間全体が社会の価値を追求し実現する場として観念される傾向が現れてきたということである。」前掲同書、p. 292。

交通・通信・運輸などの社会資本的分野において、とくに河川運輸や航空運輸に関して国際法上の調整や国際組織の設置などの国際共同制御が進展した理由について、奥脇直也氏は、次のようにいう。「河川運輸をふくむ海上運送や航空運送の事業者は、船舶や航空機といった運送設備は保有するが、交通路としての海、河川、運河、あるいは航空路を保有するわけではない。これらの場合において役務の提供の物理的な基盤となる交通路は、国際法上の空間的な制度と直接的な関連性をもつものとなる。従ってこれらの交通路を利用してなされる国際的な業務を国家が維持、展開することが国家の利益と合致する限りで、これら交通路を確保するための一般国際法的な調整を不可欠の前提とするのである。」奥脇直也「『国際公益』概念の理論的検討——国際交通法の類比の妥当と限界——」前掲書第2章第1節、pp. 215～216。

- 40) これは古川照美氏が、国連の活動を総括したベルトラン報告を紹介して指摘したことである。古川照美「国際組織と国際公益」前掲書、第2章第2節第2章第2節、pp. 250～251。国連の監査官を努めたベルトランの国連改革の報告書には、次

のものがある。M.Bertrand [1986] *Rfaire l' ONU! : un programme pour la paix* (邦訳：モーリス・ベルトラン、横田洋三監訳；秋月弘子・黒田順子・滝澤美佐子訳 [1991]『国連再生のシナリオ』), [1994] *L' ONU* (邦訳：モーリス・ベルトラン、横田洋三・大久保亜樹訳 [1995]『国連の可能性と限界』)。

奥脇直也は、山本草二氏が一貫して探求している国際法分野が交通、通信、放送、宇宙、海洋、南極といった、もともと領域性原理が及んでいなかった個別分野であったことを指摘し、地球的問題群の総合的な解決に向けた必要性を提起して、次のようにいう。「このことは山本教授の理論に対する実際的な面からの批判に直ちに結びつく。すなわち現代の国際社会において解決を要する緊急の課題は、おそらく国際社会に固有の行政事務を規律する法としての国際行政法の新たな概念が導入された1930年代とも、また山本教授が『国際行政法の存立基盤』論文を執筆した60年代とも異なり、機能別、縦割りに制度化された国際行政では十分に対応できない総合的な問題が中心となりつつあるということである。人口、食料、環境、発展、あるいは平和、軍縮といった課題は、個別にあるいは必ずしも専門技術的に解決できる問題ではなく、国際社会関係の基礎構造を構成する諸要素の密接な相互関連性や総合性によって規定されているのである。」奥脇直也『『国際公益』概念の理論的検討——国際交通法の類比の妥当と限界——』前掲書、第2章第1節、p. 190。

- 41) これは吉井淳氏による国際公益の定義である。氏は国際公益概念について次のようにいう。「この論文集の統一テーマである『国際公益』という概念は、国際法学において使用され始めるのは近年になってからであるかと思われる。類似の概念を表す言葉として、『国際社会の一般利益』『国際社会全体の利益』『国際社会の共通の福祉』などの言い回しが使用されてきた。このような概念自体はなにも国際法に特有のものではなく、国際政治学において『人類益』『国際公共財』といわれるものはこれに対応するものではないかと思われる。これらの概念は、その前提を同じくしている。それは、現代国際社会においては、個々の国家の個別利益をこえて、それと質的に違う、国際社会全体の利益が存在するという認識である。……(中略：紀国)……そもそも『利益』という概念自体は極めて社会学的・政治学的性格をもつものであり、法律学がそれをそれぞれとして直接に検討の対象とすることには馴染まない性格のものではないかと思われる。従って、実体法上『国際公益』の存在が前提とされているかどうかをはかる指標としては、規制の基礎となる管轄権設定の構造において、どの程度、管轄権配分に関する属地主義等の伝統的原則が克服されているかという観点から検討することが最も合目的であるように思える。言い換えれば、国家管轄権設定に関する伝統的基準から離反し、普遍主義に基づくか、国際義務の責任分担という形式で管轄権が設定されているかどうかという点を見ることにより、逆にそこに『国際公益』の存在を確認することができるのではないだろうか。」吉井淳「技術移転における公益と私益——深海底開発と技術移転、国際公益をめぐる管轄権の構造、国際公益の形成という視点から——」前掲書、第2章第4

節, pp. 302~303。

- 42) これは奥脇直也氏の見解である。氏は次のようにいう。「国際法は依然として国家間の『合意』を基盤とする法であり、国家が合意の締結において一方で国際社会全体にとっての一般的利益を確立することを目指しつつ、他方でそれぞれの国益の擁護を図っている限りにおいて、現代国際法は国家利益と国際社会の一般的利益との緊張関係を、その解釈・適用過程において個別的に解決さるべき課題として残しつつ新たな規範の定立を押し進めてきたのである。その意味で、この変革期における国際法の秩序形成機能の実効性を確保しながら、同時に『国際社会の一般的利益』が国際政治の道具概念としてイデオロギー的に濫用されることを防止する筋道を理論的に考察する必要があるのである。」奥脇直也『『国際公益』概念の理論的検討——国際交通法の類比の妥当と限界——』前掲書、第2章第1節, p. 177。

さらに奥脇直也氏は、国際河川のダニユーブ河やライン河について、条約によって国際河川委員会が設立され沿岸国や非沿岸国に通行自由の無差別原則が認められたのは、関係国の国際共同利益だけではなく、当時の大国であるイギリスの国益や他の国の国益が強く影響していたと、次のようにいう。「イギリスが、国際河川について非沿岸国を含む無差別の通行自由を主張し、かつこれを裏付けるために国際河川委員会への参加を求めたのは、その意味で第一次的にはイギリスの国際政治および経済における自国の国益擁護のためであったということができる。反面、沿岸国が国際河川委員会に非沿岸国の参加を認めた理由も、必ずしも国際河川の通行自由が国際社会の共通利益に合致するという単純なものではなかった。……（中略：紀国）……沿岸国の側からすれば、一つには河川往來の自由の一般利益性ということがあってにせよ、これと並んで、強大な沿岸国の出現による他の沿岸国の利益の侵害に対する歯止めとしてイギリスの影響力を利用するという意味をもっていたのである。」奥脇直也『『国際公益』概念の理論的検討——国際交通法の類比の妥当と限界——』前掲同書, p. 203。

横田洋三氏は世界銀行の活動を分析して、その貸付政策には最大の出資国であるアメリカの政治的影響力が反映していたことを、次のように指摘する。「世界銀行は、協定四条件十項の規定によって『加盟国の政治問題に関与してはならず、また、決定を行うに当たって関係加盟国の政治的性格に影響されてはならない』こととされている。したがって、規定上は、加盟国の政治体制や政策に関わりなく『経済的事項のみを考慮して』貸付などの『決定』をしなければならない。しかし、これまで、世界銀行は、しばしば、特定の政治体制をとる加盟国を敵視したりあるいは逆に優遇したとして、非難されてきた。たとえば、世界銀行は、活動を開始した初期の頃、社会主義化したポーランドとチェコスロバキアに対しては冷淡な対応をし、前者については貸付の要請を拒否するという形で最終的には同国を脱退に追い込み、後者の場合は資本金の支払いに関する意見の相違を契機に同国の協定義務違反を問ひ、除名したのである。……（中略：紀国）……事実として、一方では社会主義国、

社会主義政策をとる政府に対しては冷淡であり、他方では右翼軍事政権に対しては好意的であったことは事実である。そして、それが世界銀行の最大の出資国であるアメリカの外交政策の強い影響の現れであったことも否定できない。」横田洋三「世界銀行の活動を通して見た国際法と国内法の関係」前掲書、第3章第2節、pp. 406～408。上記で指摘された事実は、国際共同制御機構が大国の利益本位に利用され、国際共同制御の質的程度基準からみて、たいへん劣悪な状況にあったといえる事例である。

なお枚数余裕がなくて取り上げられなかったが、国際法が民主主義にどのように関わっていくことができるのかという視点から国際法を研究したものに、桐山孝信[2001]『民主主義の国際法—形成と課題』がある。

- 43) この共同研究の成果は、大谷良雄編著[1993]『共通利益概念と国際法』である。その構成と各執筆論文は次のとおりである。

序章「国際社会の共通利益概念について——試論」（大谷良雄）、第1章「グロティウスのアンビヴァレンス——国家主権と人類の共通利益」（山内進）、第2章「国際社会の共通利益と国際機構——国際共同体の代表機関としての国際連合について」（佐藤哲夫）、第3章「国際法定立の新動向と共通利益概念」（篠原梓）、第4章「国際社会の共通利益と国家の国際犯罪」（川崎恭治）、第5章「宇宙開発と共通利益」（中村恵）、第6章「領域管轄権と共通利益」（川崎孝子）、第7章「国際法上の不承認と共通利益——主にイギリス外交文書にあらわれた「満州国」承認及びスティムソン主義に関する国家実行」（臼杵英一）、第8章「国際機構の特権及び免除と共通利益」（西谷元）、第9章「個人データの国際流通（TDF）における国際共通利益の実現——「国際行政法」の概念にもとづく保護法益の公共性の確定」（太田育子）、第10章「『Sustainable Development』と環境の利益」（高村ゆかり）。

- 44) 「国際共通利益」概念について研究する意義について、序章において編集代表者の大谷良雄氏が語ったことである。前掲書、序章、p. 9。

- 45) 共通利益概念を統一テーマとした研究会において、共通利益概念についての合意がまとまらなかった経緯について、編集代表者は次のように説明する。「この研究会の基本的な問題意識は、現代国際法の基本概念あるいはキーワードのひとつとなっている『国際社会の共通利益』概念とはいかなるものかということである。しかし、この概念の明確な定義づけは、困難を極め、結局、その定義づけについて研究会としての統一的な認識を得るには至らず、各自が独自の定義づけによって、各自の専門とする分野の論文を提出することにした。試行錯誤は、それ自体、学問推進のエネルギーになると考えたからである。」前掲書、あとがき、p. 391。

- 46) 拙稿[1999]「公共性と公共性諸学説——国際金融システムの規範的方法の検討(1)——」参照。

- 47) 編集代表者である大谷良雄氏が提起した国際共通利益概念である。それを氏は次のように説明する。「言うまでもなく、条約であれ国際慣習法であれ、国際法が国

際社会において機能する場合には、当然に、国際法によって保護される利益の存在することが前提とされる。したがって、国際法によって保護される利益が、基本的には、国際社会における共通利益と理解することができるが、これは国際法の種類とともに多種多様である。また国際法によって保護されるべき利益と考えられるものでも、未だ実体国際法として成立するに至らず、理念としてのみとどまっているものもあるだろう。以上の点を留意しつつ国際法における共通利益概念を今少し整理してみよう。

国際社会における共通利益概念は、その利益の帰属主体という観点からみると、これを大きく二つのカテゴリーに分けることが可能と思われる。第一は、その利益の帰属が国家のみにかかわるか、あるいは結果としてその利益が国家の構成員たる個人に帰属する場合でも、基本的には、国家を介在とする共通利益である。第二は、その利益の帰属が国家を介在とせずに、普遍人類社会の構成員である人類に直接かかわる共通利益である。」大谷良雄「国際社会の共通利益概念について——試論」前掲書、序章、pp. 9～11。

「国際社会における共通利益概念を国家に共通の利益と普遍人類社会の構成員である人類に共通の利益の二つに分けることが可能であるとして、さらにこれらに二つの共通利益概念についても、死活的な利益と必ずしも死活的でない利益に分けられる。死活的利益とは、国家に共通の利益であれ人類に共通な利益であれ、いずれにせよ、人類の存在に直接かかわる利益であると考えられる。国家に共通の利益についていえば、国際の平和と安全の維持にかかわる武力による威嚇と武力行使の禁止、侵略行為の禁止、核不拡散・核軍縮などがこのカテゴリーに属する。人類に共通の利益については、先に挙げた人道法の保護にかかわる諸事項や地球環境の保護にかかわる諸事項もこのカテゴリーに属すると考えられる。」前掲書、序章、p. 17。

48) この共同研究論文において、人類益の視点からの研究成果としては、第2章「国際社会の共通利益と国際機構：国際共同体の代表機関としての国際連合について」（佐藤哲夫）、第4章「国際社会の共通利益と国家の国際犯罪」（川崎恭治）、第5章「宇宙開発と共通利益」（中村恵）、第10章「『Sustainable Development』と環境の利益」（高村ゆかり）がある。

49) 大谷良雄氏の上記引用文を参照のこと。

50) これは篠原梓氏の見解である。氏は次のようにいう。「深海底開発における『人類の共通遺産』（the common heritage of mankind）が1967年マルタ代表のバルド（Pardo）により提唱されて以来、共通利益概念は全人類の一般的な利益を念頭に使用されることが多くなっている。しかし共通という範囲にはさまざまなレベルが可能で、この原則の場合もむしろ最後の人類という範囲に国家間関係を中心とする従来の国際法の枠組みを超えるような新機軸を見出すべきと考えられる。二国間条約の締結における二つの国家利益あるいは個別利益（individual interest）の一致も共通利益の一形態であり、そこから特定利益（particular interest）、特別利

益，集団利益，一般利益，普遍利益（universal interest）へと拡大できよう。他方その範囲から二国間の共通利益やグループ内の共通利益と限定可能で，国際社会の共通利益，人類の共通利益と同様に拡大される。したがってここでは共通利益という概念を多義的若しくは伸縮可能な意味内容をもつものとして使用し，他の利益概念あるいは範囲の限定によって適宜使いわけていくこととする。」篠原梓「国際法定立の新動向と共通利益概念」前掲書，第3章，p. 117。

51) これは中村恵氏の見解である。氏は次のように説明する。「本書の目的は，伝統的な『国家に共通する利益』に対する，新たな『人類に共通する利益』という概念を明らかにすることである。この『人類に共通の利益』という概念は，他の章でも検討したように，『国際共同体』の観念に対応するものと考えられ，人類共同体としての視点から認められる共通の価値，理念，および利益というものが，国際社会においてどの程度認識され，それらが具体的にどのような活動となって現れているかという点を探ることによって，国際社会が『共同体的性格』を現実にも備えているか否かを，ある程度検証することができるのではないかと考えられる。その際，『共通利益』概念を実現する実効的な手段や方法が，現在の国際社会にどの程度形成されているのかについて，次の三点から検討することが，必要であろう。その第一は，人類全体の『共通利益』と国家の『個別利益』が競合または抵触した場合の優先性の問題，すなわち伝統的な国家主権との相克の問題である。その第二は，『共通利益』を実現するための国際機構や国際制度の，実効性の問題である。そして第三は，『共通利益』を実現するための新たな立法機能の存否の問題，いわゆる『ハード・ロー』ではない『ソフト・ロー』に関連する問題である。」中村恵「宇宙開発と共通利益」，前掲書，第5章，p. 191。

52) これは佐藤哲夫氏の見解である。氏は次のように国際共通利益を分類する。「国際社会の分権的・水平的構造を前提として，国際法の合意主義的な基礎から判断すれば，国際法は全体として，国際社会の国々の共通利益（広義の共通利益）にもとづいて存在しているといえよう。特に条約法についてはそうである。この広義の共通利益概念は，その利益が特定国へと配分不可能な集合的利益と，配分可能な二辺的相互的権利義務関係にもとづく利益とに区別されよう。さらに，この集合的利益は，人類あるいは人間に帰属する利益と国家に帰属する利益とに分けられよう。前者は，将来の世代をも意識的に考慮しているもの（例えば，人類の共同の遺産としての深海底資源，地球規模の環境保護等），あるいは現在の世代を基本的に対象としているもの（国籍の区別なしの人権の保護等）とに区別される。後者は，国際機構あるいは国際制度の設立と運営に直接に関わる組織の規定と，個々の権利義務関係や行動規範を定める実体的規定とに区別される。

他方で，以上の利益および規定の性質に着目した分類に対して，条約にもとづく場合には，二国間，地域的（地理的意味ではなくて政治的意味での），一般的（国際社会一般と対象とし，基本的に普遍性を指向する），普遍的（国際社会のすべて

の国々あるいは人民を現実を含む」という、基盤となる条約の広がりからの分類とを組み合わせる必要がある。」佐藤哲夫「国際社会の共通利益と国際機構——国際共同体の代表機関としての国際連合について」前掲書、第2章、pp. 72~74。

53) これは篠原梓氏の見解である。上記の引用文献を参照のこと。

54) これは、上記の佐藤哲夫氏の引用で示された見解と次の川崎恭治氏の見解である。「『国際社会の共通利益』という概念で何を指し示そうとするかは、各論者によって異なるが、ここでは①『国際社会の』とは『すべての国、あるいは人類全体に係わる』という意味で、②『共通利益』とは、単に国々が合わせ持っている利益というだけでなく、それら国々のうちの特定国への割り当てが不可能な利益、国々の間で『不可分な』という意味での『集会的 collective』利益、という意味に限定して用いる（①は利益の性質の問題）。また『一般的』という用語は、もっぱら①と同じ意味で用いることにする。したがって例えば、地域的な人権の保障や環境の保護はそれ自体としては、当該地域へ所属している国々あるいは人々の『共通＝集会的利益』であっても、『国際社会（全体）の』利益ではない。またこれと反対に例えば、もっぱら派遣国と接受国との関係を規律する外交・領事関係法や、海洋法の旗国と沿岸国との関係を規律する部分は、それらが一般慣習国際法上のものであれば確かに『すべての国に係わる』利益であるが、ここでいう意味での『共通＝集会的利益』ではない。そのような場合の利益関係はそれら二国間の関係に収斂してしまう。」

川崎恭治「国際社会の共通利益と国家の国際犯罪」前掲書、第4章、pp. 143~144。
55) 拙稿 [1999]「公共性と公共性諸学説——国際金融システムの規範的方法の検討(1)——」参照のこと。

56) この研究成果は、国際連合のグローバル・ガバナンス委員会が1994年に発表した報告書であって、Commission on Global Governance 1995 [1995] *Our Global Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance* (邦訳：グローバル・ガバナンス委員会、京都フォーラム監訳 [1995]『地球リーダーシップ——新しい世界秩序をめざして：グローバル・ガバナンス委員会報告書』)である。この報告書の構成は、第1章「新しい世界」、第2章「地球隣人社会の価値観」、第3章「安全保障の推進」、第4章「経済的相互依存の管理」、第5章「国連の改革」、第6章「世界的な規模に法の支配を強化する」、第7章「行動へのアピール」である。

グローバル・ガバナンス委員会は、国際的な情勢の発展により、平和の強化と持続可能な開発を達成し、世界的な民主化の実現に向けた国際協力の好機が生まれたとの信念で、1992年9月に世界中から首相経験者や政治家、著名な国際的活動家そして知識人など、28人のメンバーが集まり設立された。メンバーは個人の資格で参加し、いかなる政府や組織の指示を受けていない。

この委員会発足にリーダーシップを発揮したのは、国連の国際開発問題委員会委員長をつとめたウイリー・ブランド元西ドイツ首相である。ブランドは、イングバ

- ル・カールソン（スウェーデン首相、社会民主党党首などを歴任）とシュリダス・ランファル（英連邦事務総長、国際自然保護連合会長などを歴任）を委員会の共同議長に招聘し、その指導の下に委員会は活動した。前掲邦訳書、pp. 419～441。
- 57) 緒方貞子氏（当時の国連難民高等弁務官）は、次のようにガバナンスの定義について最初にかなり議論があったことを明らかにし、氏のガバナンス論を展開する。「委員会は、そのはじめにおいて、名称の論議にかなりの時間をかけることとなりました。つまり、日本語ばかりでなく、フランス語にもすぐ翻訳できない『ガバナンス』という言葉はどう規定するかということです。『ガバナンス』とは『統治』ではありません。しかし、『統治』と無関係ではありません。私なりの理解では、『統治』と『自治』の統合の上に成り立つ概念が『ガバナンス』です。」前掲邦訳書、日本語版への序文、pp. 4～5。
- 58) グローバル・ガバナンスの概念について、報告書は次のようにいう。「ガバナンスというのは、個人と機関、私と公とが、共通の問題に取り組む多くの方法の集まりである。相反する、あるいは多様な利害関係の調整をしたり、協力的な行動をとる継続的なプロセスのことである。承諾を強いる権限を与えられた公的な機関や制度に加えて、人々や機関が同意する、あるいは自らの利益に適うと認識するような、非公式な申し合わせもそこには含まれる。

地域レベルのガバナンスの例としては、給水塔の設置と維持管理のための近隣の共同管理組合、廃棄物のリサイクル活動を運営する町の協議会、ユーザーグループとともに一貫した交通運輸計画を開発する複数都市による機関、政府の監督下で自主管理する株式市場、および国家機関、産業グループ、そして住民による、森林破壊をコントロールする地域イニシアティブなどが挙げられる。グローバルなレベルでは、ガバナンスはこれまで基本的には政府間の関係と見なされてきたが、現在では非政府組織（NGO）、市民運動、多国籍企業、および地球規模の資本市場まで含むものと考えらるべきである。これらと双方向に作用しあうのが、急激に影響力を拡大している全世界的なマスメディアである。」前掲邦訳書、pp. 28～29。

「現代の慣行では、政府はグローバル・ガバナンスの全責任を負うものではないとみなされている。しかし何より、国家と政府は人々と地球共同体全体に影響を及ぼす問題に対して建設的に対応する公的な機関とされている。適切なガバナンスは、基本的な目的の実現に必要な資源を管理し使用する能力をもたなければならない。結果を達成する力をもったアクターを有し、必要な監督と保護を行わねばならないと同時に、過度に反応することを避けねばならない。だからといってグローバル・ガバナンスは、世界政府あるいは世界連邦主義を意味するものではない。

グローバル・ガバナンスには、一つの決まったモデルや形式があるわけではなく、また、特定の制度、あるいは一連の決まった制度があるわけでもない。これは、変化を続ける状況に対して、常に発展し反応する広範で、ダイナミックで複雑な相互作用による意志決定のプロセスなのだ。……（中略：紀国）……したがってグロー

バルな意志決定の効果を上げるためには、現地レベル、国家レベル、地域レベルで決定されることを土台とし、それに影響を及ぼしていく必要がある。またさまざまなレベルで、いろいろな人々や多様な制度のもつ技量と資源を利用する必要がある。さらにグローバルなアクターたちが、情報、知識、能力をプールし、共通の関心事について共同の方針や実践方法を開発できるように、パートナーシップ、つまり制度とプロセスのネットワークを構築すべきである。」前掲邦訳書、pp. 30～31。

59) 世界のすべての人々が、地球隣人社会あるいは地球村と表現できるほど、緊密な共同利用諸関係で結びつけられるようになったことについて、報告書は次のようにいう。長くなるが具体例が豊富なので紹介してみよう。

『「地球村（グローバル・ビレッジ）」という言葉は、エレクトロニクスによる空間征服が与えた影響をよく示した。つまり、技術が距離と時間を短縮することによって、世界をより狭くしたと。……（中略：紀国）……貿易、工業発展、多国籍企業、投資もまた、さまざまな方法で、これまでよりもずっと緊密に世界を結びつけている。すべてが地球の生態系の資源に依存しており、またその劣化の前ではなすすべがないということがますます明らかになりつつある。この事実以上にグローバルな相互依存の感覚を強烈に伝えるものはない。相互依存関係がより緊密に織り成されてきて、各国は協力して事に当たる必要性に迫られるようになった。

実に、地球隣人社会においては、人々は、平和と秩序の維持、経済活動の拡大、汚染との取り組み、気候の変動を抑止あるいは最小限に抑制すること、伝染病との闘い、兵器拡散の抑制、砂漠化の防止、種の多様性の保護、テロ抑止、飢餓克服、経済不況の克服、希少な資源の分かち合い、麻薬取引犯人の逮捕等、その他多数の目的のために、協力し合わなければならない。諸々の国民国家が協力して努力すべき問題、言い換えれば隣人社会としての行動を求められている問題は、増える一方である。

遠くで起こっていることが、以前よりもっと大きく自分たちに関わってきている。ヨーロッパで使われるエアゾールは南米での皮膚癌の原因になる。ロシアでの穀物不作はアフリカの飢餓を悪化させる。北米の不景気がアジアの人々から雇用を奪う。アフリカでの紛争によってヨーロッパへの難民が増え、東欧の経済危機が西欧の排外主義につながる。また、逆に東アジアの経済の活況がアメリカの雇用の支えとなる。ヨーロッパでの関税の改正によって熱帯雨林の伐採の進行が緩和される。北の産業構造の再編成が南の貧困を軽減し、ひいては北の諸国のための市場が拡大する。相互の距離が縮まり、結びつきが多重化され、相互依存の度合いが深まるという諸要因のすべて、そしてそれらの相互作用が、この世界を隣人社会へと変身させてきたのである。

国の違いを超えた人類としてのアイデンティティーの意識に動機づけられた動きが、世界が隣人社会へと進化していく流れのもう一つの印である。こうした国境を超えた動きが、女性を解放し、人権を守り、地球の環境を守り、核兵器のない世界

をもたらしとする努力のなかで、世界の住民すべてに共通する人間性を前面に押し出している。しかしこうした進化も、地球に住むすべての人に隣人社会が快く受け入れられるようになるにはまだ十分ではない。」前掲邦訳書、pp. 72～73。

- 60) グローバル・ガバナンスの質を決めるのは、地球隣人社会に暮らす全人類が共有できる価値観・市民倫理・規範であるとして、報告書は次のようにいう。「グローバル・ガバナンスの質は、いくつかの要素によって決定される。なかでも重要なのは、地球隣人社会における行動の指針となる地球市民の倫理が幅広く受け入れられることと、社会のあらゆるレベルにおいてこの倫理を十分身につけた勇気あるリーダーシップである。グローバルな倫理がなければ、地球隣人社会で生活することの軋轢や緊張が倍増するだろう。リーダーシップがなければ、最もよく計画された制度や戦略も失敗する。……（中略：紀国）……急速に変化していくこの世界で、広く受け入れられている価値観と規範に基づく基準と自制が、ますます重要性を増している。それらがなければ、より有効で合法的な形態のグローバル・ガバナンスを確立することは、不可能とはいわないまでも非常に難しくなるだろう。……（中略：紀国）……文化的、政治的、宗教的、思想的に異なる背景をもつあらゆる人々を結びつける中心的価値観を共有することができれば、現代の諸課題に対処するグローバル・ガバナンスを改善する行動に大いに役立つと我々は信ずる。……（中略：紀国）……生命、自由、正義と公正、相互の尊重、配慮、誠実さという中核となる価値観は、人類のすべてに支持されると私たちは信じている。それは、経済交流と最新のコミュニケーション手段に基づく地球隣人社会を、人々が地縁や利権や民族・文化のアイデンティティーを超えて結びつくような、普遍的な倫理的共同体に転換するための基礎である。こうした価値観の根底には、自分がそうしてほしいと願うのと同じように他人に接するべきであるという、世界中の宗教の教えと一致する原則がある。『人類家族のすべてのメンバーが本質的にもつ尊敬と、平等かつ何者も奪うことのできない権利』を認識することを求めた国連憲章のなかにこの規範は反映されている。」前掲邦訳書、pp. 76～81。

「私たちは優れたグローバル・ガバナンスにとって地球隣人社会にふさわしい行動を導くグローバルな市民倫理と、その倫理を身につけたリーダーシップがきわめて重要だと考える。私たちは、全人類が等しく認めることのできる中心的な価値観に共にコミットすることを求めるものである。その価値観とは生命の尊重、自由、正義と公正、相互尊重、配慮、誠実さである。さらに私たちは、共通の権利と責任の認識こそが人類全体の利益につながると確信している。

それはすべての人々の次のような権利を含む。

安全な生活。平等な扱い。相当の収入と生きていくために必要なものを手にいれるチャンス。平和的な手段を通じてそれぞれの相違を明確にし、保護すること。あらゆるレベルでのガバナンスへの参加。著しい不正を是正するための自由で公正な請願。情報への平等なアクセス。地球共有財への平等なアクセス。

同時に、すべての人々は次のような責任を分かちあわなければならない。共通の善への貢献。自らの行為が他の安全と安寧に与える影響を考慮すること。男女の平等を含む平等の促進。持続可能な開発を追求し、地球共有財を守ることによって、将来世代の利益を保護すること。人類の文化的および知的に継承してきたものを守ること。ガバナンスに積極的に参加すること。腐敗をなくすことに努力すること。」前掲邦訳書、pp. 395~396。

61) 国際刑事裁判所 (ICC) は、戦争犯罪を裁く史上初の常設の国際裁判所である。ジェノサイド (宗教的・民族的・人種の集団を根絶しようとする罪)、人道に対する罪 (民間人を対象とした組織的殺人・強制退去・レイプなど)、戦争犯罪 (禁止された武器の使用、民間目標への攻撃など)、侵略の罪 (まだ未定義) という四つの犯罪について、元首であろうと個人が訴追される。しかし、訴追には、これらの犯罪が条約加盟国の領土で実行されたこと、容疑者が加盟国の国民であることが必要であって、この点を実効性での難点である。1998年にローマで開催された条約制定会議では、賛成120カ国、反対7カ国、棄権21カ国であった。アメリカ、中国、イスラエルが公式に反対を表明している。アメリカはクリントン前大統領が署名したが、ブッシュ大統領は署名を撤回した。

62) グローバル・ガバナンスの強化を訴えたものに、E. Luard [1990] *The Globalization of Politics* (邦訳: イヴァン・ルアード、大六野耕作訳 [1999] 『グローバル・ポリティックス』) がある。また、国連の監査官であったベルトランが、国連の問題点と組織改革を提起した報告書については前提した。

63) この研究成果は、渡辺昭夫・土山實男編 [2001] 『グローバル・ガヴァナンス』である。この研究書は、1998年10月に青山学院大学が国連大学と共催で開催した「グローバル・ガヴァナンス国際会議」に提出された論文をもとにまとめられたものである。その構成と各執筆論文は次の通りである。

第1部: 現代国際関係理論とグローバル・ガヴァナンス、序章「グローバル・ガヴァナンスの射程」(渡辺昭夫・土山實男)、第1章「グローバル・ガヴァナンスの理論: レジーム理論的アプローチ」(オラン・R・ヤング)、第2章「グローバリゼーション論批判: 主権概念の検討」(ステイブ・D・クラズナー)、第3章「制度、覇権、グローバル・ガヴァナンス」(G. ジョン・アイケンベリー)、第4章「アナーキー下のグローバル・ガヴァナンス: リアリズムとの共有空間」(土山實男)

第2部: 国際社会の制度化とグローバル・ガヴァナンス、第5章「国際法の視点: 国連総会決議の法秩序形成機能」(柘山堯司)、第6章「国際行政: グローバル・ガヴァナンスにおける不可欠の要素」(城山英明)、第7章「国際機構: ガヴァナンスのエージェント」(星野俊也)、第8章「国際機構におけるリーダーシップ」(飯田敬輔)

第3部: 争点領域とグローバル・ガヴァナンス、第9章「安全保障: グローバル・ガヴァナンスの境界領域」(山本吉宣)、第10章「国際経済: 経済のグローバル化と

ガヴァナンスの要請」（古城佳子），第11章「国内政治からの分析：日本の温室効果ガス削減の事例」（河野勝），第12章「地球環境問題：グローバル・ガヴァナンスの概念化」（太田宏）。

これらの各執筆論文には国際公共性の各論的分析として重要なものが多数あるが、枚数余裕がないので詳細な検討は今後の機会に譲りたい。

- 64) この研究書の編集者である渡辺昭夫・土山實男両氏は、次のようにグローバル・ガバナンス論を展開する。

「21世紀の国際社会には、単に国家（政府）間の水平的ネットワークだけでなく、それに加えて国際機構やNGO、多国籍企業など内外の様々なアクターが網の目のように張りめぐらした立体的なネットワーク体系が生まれている。そこでの集合行為問題の解決には、国際機構やNGOが国家のエージェントとして動いていることもあれば、逆に国家が他のアクターのエージェントとして機能していることもある。これらの多様なアクターの行動をある場合には導き、ある場合には拘束するのが、それぞれのアクター間の広義のパワーであり規範であり制度である。国際社会における集合行為問題を解決するためのこうしたプロセスや制度のことを一般にグローバル・ガヴァナンスとよぶようになった。」渡辺昭夫・土山實男「グローバル・ガヴァナンスの射程」前掲書，p. 4。

「ガヴァメントは日本語で統治とも政府とも訳されるが、『法的拘束力のある決定を下す法的に基礎づけられた社会制度』というときは、統治のことをいい、『一定の領域で、集合的選択を行い、それを実施する組織』（ヤング）というときは、政府のことをいう。統治するための組織が政府である。

国内社会には政府という統治するための組織があり、国際社会にはそれがいないことを強調するのがリアリズムである。しかし、国際体系に中央政府がないからといって、国際社会に拘束力をもつ規範や制度が全く存在しないかということ、実はそういうわけではない。事実、中央政府はなくとも、国家を含む種々のアクターは、多くの領域で国際社会の規範やルールに従っている。すなわち遵守（compliance）している。従って、たとえ中央政府がなくても、規範やルールが遵守される過程や状態は存在する。国際社会におけるこうした政府なき遵守の過程と状況をグローバル・ガヴァナンスとよぶ。

しかし、論者のなかには、ガヴァナンスとガヴァメントを、または統治とガヴァナンスとを区別しない者もある。またここでも、ガヴァナンスを可能にするものが、結局はパワーであるとみるリアリズムと、国際制度だとみるリベラル理論との間には微妙な違いがある。」前掲同書，pp. 6～7。

- 65) グローバル・ガヴァナンスとレジームの違いについて、編集者は次のようにいう。「レジームとガヴァナンスとの関連については確定的な共通の理解はまだ存在していないが、一般論としては、ガヴァナンスはレジームより包括的で大きな概念であるといえよう。しかし、この二つの概念の違いについては必ずしも一致した見解が

あるわけではない。例えば、ヤングは、レジームとは『明確に定義された活動・資源・地理的領域で国際社会の特定のメンバーだけに関わるものである。だからわれわれは捕鯨とか北極熊の保護とか、電磁気スペクトラム問題や南極での人間の活動に関する国際レジームについて語る事ができるのである』と述べている。それに対してガヴァナンスは、様々な領域の課題に関して『国際社会のほとんどすべての構成メンバーの活動を制御するための大きな枠組み決め』であると定義している。

他方、L.フィンケルスタインの整理法に従って、ルール指向のレジーム概念に比して、ガヴァナンスを必ずしもルールの制定にたよらずに公共の目標達成に至る過程を含んでいるということもできる。ルール指向性と関連して、レジームは問題領域指向的であるとみることでもできる。たとえば貿易、金融、海洋の環境など、それぞれの問題領域について諸アクターの認識の共通性や行動の一致を促し、それからの逸脱行動を監視・処罰するメカニズムをもったものをレジームと呼ぶ。従って、かなり高度な制度化がそこでは想定されている。それに対してガヴァナンスは、ルール指向的というよりも結果指向的であり、問題領域に関しては個別的というよりは包括的である。」前掲同書、pp. 8～9。

また、山本吉宣氏は次のようにレジームとガバナンスを区別する。編集者の見解とほぼ同趣旨のものであるが、さらに具体的にレジームとガバナンスの概念を主体、方法、問題領域の三つで区別する。「レジームは、国家を行為者とし、ルール（規制のルール）を問題解決の方法とし、さらに、特定の問題領域を考える、というものであった。……（中略：紀国）……これに対して、構造としてのグローバル・ガヴァナンスは、主体としては、国家だけでなく、NGO、多国籍企業など、さまざまな非国家行為主体を取り込み、方法としては、単にルールだけではなく、さまざまな方法を考え、さらに、問題も多くものものに広がるものを考える、というものである。すなわちレジーム概念が導入された1970年代に比べて、90年代においては、（グローバルに）解決すべき共通の問題がより多く生起し、主体も方法も多様化したことを反映して、グローバル・ガヴァナンスは、主体、方法、問題領域の各次元においてレジームを『全体化』しようとするものである。」山本吉宣「安全保障：グローバル・ガヴァナンスの境界領域」前掲書、p. 222。

- 66) この研究書の編集者は、グローバル・ガバナンス論は1990年代初頭から急速に国際政治学の一分野として成長し、欧米では多くの研究書が出されて、実践的にも多くの成果が生まれているという。また研究・教育面においても、ロンドン大学に「グローバル・ガバナンス研究センター」が設けられ、ダートマス大学にはヤング教授を中心とする「国際環境ガバナンス研究所」があり、また青山学院大学国際政治経済学部には「グローバル・ガヴァナンス・コース」が1998年度から設けられた。さらにこの分野の学術専門誌として『*Global Governance*』（Lynne Rienner Publishers）が1995年に発刊されていることを紹介している。前掲同書、p. 10。80年代から90年代にかけてのグローバル化の進展が、グローバル・ガバナンス論の

成長を促したのである。

- 67) この研究は、1994年に国連『人間開発報告書』を発表した国際連合の国連開発計画（UNDP）による知的貢献のさらなる成果であって、次のものである。I. Kaul・I. Grunberg・M.A. Stern [1999] *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century*（邦訳：インゲ・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スターン編、FASID 国際開発研究センター訳 [1999]『地球公共財：グローバル時代の新しい課題』）。

邦訳書の構成と各執筆論文は次のとおりである。

序論（インゲ・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スターン）、第1章「地球公共財を定義する」（インゲ・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スターン）、第2章「グローバルな正義：国際的な公正を超えて」（アマルティア・セン）、第3章「国際金融の不安定性」（チャールズ・ウィプロッツ）、第4章「地球公共財供給のための新たな戦略：環境への国際的な取り組みを事例に」（ジェフリー・ヒール）、第5章「公共財としての文化遺産：歴史都市の経済分析」（イズマイル・セラゲルディン）、第6章「地球規模での伝染病サーベイランス：伝染病をモニタリングするための国際協力」（マーク・W・ザッチャー）、第7章「地球公共財としての知識」（ジョセフ・E・スティグリッツ）、第8章「紛争予防：地球規模の管理から近隣諸国による監視へ」（ディビッド・A・ハンバーグ、ジェイン・E・ホール）、第9章「国際公共財と援助の正当化」（ラジシュリ・ジャヤラマン、ラビ・カンブール）、第10章「国際援助における地域公共財」（リサ・D・クック、ジェフリー・サックス）、結論——地球公共財：概念、政策、戦略（インゲ・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スターン）。

なお、邦訳書は原書の21章の内、11章を抜粋して翻訳したものである。原書の構成は、Introduction, CONCEPTS, CASE STUDIES: Equity and Justice, Market Efficiency, Environment and Cultural Heritage, Health, Knowledge and Information, Peace and Security, POLICY IMPLICATIONS, Conclusion、となっており、それぞれに各執筆論文が掲載されている。それらをここで詳細に紹介する枚数余裕はないが、邦訳されていない論文にも国際公共財の各論的分析として重要なものが多数ある。これらの綿密な検討は今後の機会に譲りたい。

- 68) この研究は、地球公共財（global public goods）について、次のように定義する。「人間は生きるために私的財と公共財の両方を必要とする。本章の焦点は公共財、すなわちマーケットの外の世界に当てられている。まず、公共財という考え方を紹介し、その主な構成要素を述べる。次に、それを地球社会にあてはめ（本章および本書全体の主題そのものである）、『地球』公共財（global public goods）という概念の固有性を明らかにする。経済活動のグローバル化やその政策的な意味についての研究は急速に進んでいるが、地球公共財という考え方には今まで十分な注意が払われてこなかった。しかし、私たちは国内の効率的な経済活動や人々の福祉

を支えるものとして公共財が必要であることをよく認識している。問題は、国境を超えた経済活動の拡大が、公共財の需要にどのような影響を及ぼすのかということである。それは地球公共財という考え方を必要とするものだろうか？この問いに答えるためには、地域公共財（regional public goods）と地球公共財を含む、国際公共財（international public goods）の性格や特徴を理解する必要がある。

地球公共財と呼ばれるものは、次の二つの基準を満たさなければならない。第一に、その便益が強い公共性を持っていることである。それは、『消費の非競争性』と『非排他性』によって特徴づけられる。こうした特徴は公共財に一般的に見られるものである。第二の基準は、その便益が普遍性を持っていることである。例えば、複数の国家（ある特定グループ以外の国々も含む）や複数の人間集団（単一の集団だけでなく将来の世代も含む、あるいは、将来世代の選択のオプションを閉ざさない限りにおいての現在の世代）の便益にかなっているかということである。これらの諸要件を満たすことによって人類全体を地球公共財の受益者とすることができるのである。」インゲ・カール、イザベル・ゲルンベルグ、マーク・A・スターン「地球公共財を定義する」前掲邦訳書、第1章、pp. 29~30。

69) この研究による地球公共財の類型分析については、重要であるので長くなるが紹介してみよう。「これまで純粋（pure）地球公共財と、不純（impure）地球公共財の区別を述べてきた。次にもう一つの区別を導入しよう。それは生産連鎖（production chain）における区別である。すなわち、地球公共財が中間財なのか最終財なのかの区別である。

- ・最終財としての地球公共財は結果であり、通常使用される意味における『財』ではない。それは有形なもの（人類の共有遺産や環境など）かもしれないし、無形なもの（平和や金融秩序の安定など）かもしれない。
- ・国際制度（international regimes）などの中間的な地球公共財は、最終地球公共財の提供に役立つ。経済成長などの地球公共財は、公的、私的を織り混ぜた様々な投入によって達成されることに注意すべきである。……（中略：紀国）……

最も重要な中間財は国際制度であろう。それは公共財をもたらす他の多くの中間財の基盤となるものである。例えば国際監視制度、国際的インフラストラクチャー、さらには国際援助プログラム等である。

国際制度は様々な形態をとる。それらはお互いに関連し合っているが、区別される必要がある。

- ・国際協定とは約束の宣言であり、政策順位を決めたり、原則や規範、あるいは基準さらには政策決定の手順や義務を定める。
 - ・組織とは通常国際協定に基づいた機関、あるいはメカニズムである。異なる集団間の問題解決や意見調整や交渉を行ったり、条約遵守をモニターしたり、様々な情報を提供したり、活動を運営したりするものである……（中略：紀国）……
- 国際的な組織の中では次のような区別が重要である。すなわち協議や交渉を補佐

する組織，モニタリングや監視を通じて加盟国に情報提供を行う組織，事業の運営を行う組織である。増え続けている国際協定は，国レベルの具体的な事業を通じて履行される必要がある。

国際制度はますます多くの分野を扱うようになってきている。それは輸送・通信から保健，さらには環境，人口，司法制度，人権，マクロ経済政策等にまで及んでいる。多くの国際制度は政府間のものであるが，国際的な市民組織や私企業も重要な役割を担いつつある。アムネスティ・インターナショナル，ヒューマン・ライツ・ウォッチのような国際人権組織，更には赤十字や国境なき医師団のような人道分野の組織を考えれば，この点はすぐに理解できるであろう。更に，国際標準化機構（ISO）のような民間のものもある。

地球レベルの制度づくりは，国際関係や国境を超えた活動の予測可能性を高め，その結果，紛争や誤解の危険を減少させる効果がある。結果としてそれは取引費用を引き下げ，協力を促し，効率を高めることになる。時には，国際制度は普遍主義を促進したり，もしくは復活させたりし，女性の権利を含む基本的人権の普及に役立ったりする。」インゲ・カール，イザベル・グルンベルグ，マーク・A・スターン「地球公共財を定義する」前掲邦訳書，第1章，pp. 40～42。

70) この研究は地球公共財を次のように三分類する。「本書のケーススタディーの結果，地球公共財をそれが提起する政策上の課題（表1参照）に基づき三種に分類することとした。第一分類は地球規模の自然共有財（natural global commons）とする。例えば，オゾン層や，気象の安定がこれに該当し，ここでの政策上の課題は持続性であり，集団行動の問題は過剰使用である。第二分類の地球規模の人為的共有財（human-made global commons）は，多様な問題を縦横している。例えば，科学知識，実用知識，原則と規範，世界の共通文化遺産，インターネットのような国境を超えたインフラである。この種の地球公共財が提起する課題は過小使用である。

地球規模の人為的共有財における集団行動の主な問題は過小使用であり，それは問題の性格により多様な形態をとっている。例えば，知的所有権に抵触しない知識も含めた，世界中の知識の集成は，散逸しているため，人々は何が判明していて，その知識がどこまで確かで，どの範囲で適用できるかを判断することが困難な状況にある。このような状況が知識へのアクセスを困難にしており，結果として知識の過小使用につながっている。インターネットの場合は，知識の過小使用は，非識字能力，言語の障害，コンピューター購入資金不足などの様々な理由に起因する。

基本的人権が世界で認められた規範の一例であるとする，その過小使用の現象として『人権抑圧』を観察することができる。ある国では，人々の言論・移動の自由，基礎教育，基礎的な保健サービスを受容する機会が与えられず，社会貢献や社会活動への選択肢が制限されている。これは，開発の費用を増やし，非効率を招くことになる。世界共通の規範とは何かというコンセンサスの形成は難しいものの，

その動きははじまっている。世界共通の原則と規範が累積して行く過程で、その周辺に位置するものは、なお世界共通の規範として許容されるに至っておらず流動的である。現在政治問題となっている基本労働権という概念は、新たに世界共通の規範として受け入れられる概念かもしれない。

第三分類の、地球規模の政策の結果 (global policy outcomes) には、平和、健康、金融安定などが含まれる、このような、他の分類よりも漠然とした地球公共財の集団行動に関する問題は、供給不足が提起する課題である。第三分類と第二分類の違いは、第三分類は、フロー変数であることである。すなわち、その供給を保証する不断的の努力が必要であるということである。これに対し第二分類に該当する財は、すでに生産されたストック変数である。既存の知識のように、その財を看過したり、無視したり、あるいは、人権のように限定したり、抑制したりする傾向が見受けられる財が、この分類に該当する。第一分類に該当する財——自然共有財——は、人為以前に蓄積されたストック変数である。我々はその財の保全と再生に注意を払わなければならない。

だから、第一分類に該当する財は自然界に存在し、第二、第三分類に該当する財は人間界に存在する。人為的地球公共財の典型的な例は、インターネットや各種の標準技術である。」インゲ・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スターン「結論——地球公共財：概念、政策、戦略」前掲邦訳書、pp. 222~224。

71) 地球公共悪 (global public bads) について、この研究は次のようにいう。「興味深いことに、本書の著者数名は、地球公共財より地球公共悪について記述することのほうが容易であるとしている。例えば、チャールズ・ウイブロッツは、グローバルな金融不安を定期的に検討することにより、グローバルな金融安定の分析を行っている。なぜならば、地球公共悪は存在するが、地球公共財ははまだ実現されていないからである。地球公共財の所在はつかみどころがないものであり、我々はそれが不足するまでその存在を当然とする傾向にあるからである。地球公共悪はもっと具体的なものである。例えば、良い健康は普通の状態であるが、疾病は具体的な事実である。人権、言論・移動の自由も、侵害されるまでその存在には気がつかない。煙が空を暗くし、肺を黒くするまで、我々はきれいな空気を当然のものと考えがちである。」インゲ・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スターン「結論——地球公共財：概念、政策、戦略」前掲邦訳書、p. 225。

72) グローバル化を批判した研究成果には、D. C. Korten [1995] *When Corporations Rule the World* (邦訳：デビッド・コーテン、西川潤訳 [1997] 『グローバル経済という怪物：人間不在の世界から市民社会の復権へ』)、J. Mander, E. Goldsmith (ed.) [1996] *The Case against the Global Economy: and for a Turn Toward the Local* (邦訳：ジュリー・マンガ、エドワード・ゴールドスミス、小南祐一郎、塚本しづ香訳 [2000] 『グローバル経済が世界を破壊する』)、P. R. Kregman [1998] *The Accidental Theorist: and Other Dispatches from*

the Dismal Science (邦訳: ポール・クルーグマン, 三上義一訳 [1999] 『グローバル経済を動かす愚かな人々』), 金子勝 [1999] 『反グローバリズム——市場改革の戦略的思考』, 本山美彦 [2001] 『グローバルリズムの衝撃』などがある。

[参考文献]

- 阿部浩己・今井直 [1996] 『テキストブック国際人権法』日本評論社。
- 阿部浩己 [1998] 『人権の国際化: 国際人権法の挑戦』現代人文社。
- 阿部誠司 [1983] 『国際経済相互依存論——新しい国際経済論の試み——』税務経理協会。
- 秋元英一編 [2001] 『グローバリゼーションと国民経済の選択』東京大学出版会。
- 有賀貞・宇野重昭・木戸蒔・山本吉宣・渡辺昭夫編 [1989] 『講座国際政治 1 国際政治の理論』東京大学出版会。
- 馬場伸也 [1987] 『『人類益』の追求をめざして——アムネスティの拷問廃止運動を中心に——』武者小路公秀・臼井久和編『転換期世界の理論的枠組みⅡ——脱国家的イシューと世界政治——』有信堂高文社。
- B. J. Cohen [1982] “Balance-of-payments financing: evolution of a regime”, S. D. Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- B. J. Cohen [1986] *International Banking and American Foreign Policy*.
- B. S. Frey [1984] *International Political Economics* (邦訳: B. S. フライ, 長谷川聰哲訳 [1996] 『国際政治経済学』文眞堂)。
- C. F. アルジャー [1987] [グローバルな諸問題と価値——価値明確化におけるグローバルな弁証法——] 武者小路公秀・臼井久和編『転換期世界の理論的枠組みⅡ——脱国家的イシューと世界政治——』有信堂高文社。
- Commission on Global Governance 1995 [1995] *Our Global Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance* (邦訳: グローバル・ガバナンス委員会, 京都フォーラム監訳 [1995] 『地球リーダーシップ——新しい世界秩序をめざして: グローバル・ガバナンス委員会報告書』NHK 出版)。
- C. P. Kindleberger [1986] “International Public Goods without International Government”, *The American Economic Review*, March.
- C. P. Kindleberger [1988] *International Economic Order: Essays on Financial Crisis and International Public Goods*.
- R. Beitz [1979] *Political Theory and International Relation* (邦訳: C. ベイツ, 新藤榮一訳 [1989] 『国際秩序と正義』岩波書店)。
- D. B. ポプロウ [1987] 「国際政策科学の展望——『予防の政治学』を求めて——」武者小路公秀・臼井久和編『転換期世界の理論的枠組みⅠ——国家間関係と政策決定——』

有信堂高文社。

- D. C. Korten [1990] *Getting to the 21th Century* (邦訳: デビッド・コーテン, 渡辺龍也訳 [1995] 『NGOとボランティアの21世紀』学陽書房)。
- D. C. Korten [1995] *When Corporation Rule the World* (邦訳: デビッド・コーテン, 西川潤訳 [1997] 『グローバル経済という怪物: 人間不在の世界から市民社会の復権へ』シュピリング・フェアラーク東京)。
- D. H. Meadows [1972] *Limited to Grow* (邦訳: ドネラ H. メドウズ, 大来佐武郎監訳 [1972] 『成長の限界: ローマクラブ人類の危機レポート』ダイヤモンド社)。
- D. H. Meadows, D. L. Meadows & J. Randers [1992] *Beyond the Limits* (邦訳: ローマクラブ報告書, 芽陽一訳 [1992] 『限界を超えて』ダイヤモンド社)。
- D. Snidal [1979] “Public Goods, Property Rights, and Political Organization”, *International Studies Quarterly*, Vol. 23, No. 4, December.
- D. Snidal [1985] “The limits of hegemonic stability theory”, *International Organization*, Vol. 39, No. 4, Autumn.
- E. B. Haas [1975] “On Systems and International Regimes”, *WORLD POLITICS*, volume X X X V I I, No. 2 -January.
- E. B. Haas [1980] “Why Collaborate? Issue-Linkage and International Regimes”, *WORLD POLITICS*, volume X X X V I I, No. 3 -April.
- E. B. Haas [1982] “Word can hurt you; or, who said what to whom about regimes”, S. D. Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- E. B. Haas (邦訳: 蠟山道雄) [1984] 「進歩とは何か——国際組織研究の足跡」日本国際政治学会編『国際組織と体制変化』日本国際政治学会『季刊国際政治』, 第76号。
- 衛藤藩吉・渡辺昭夫・公文俊平・平野健一郎 [1982] 『国際関係論 (第二版)』東京大学出版会。
- E. Luard [1990] *The Globalization of Politics* (邦訳: イヴァン・ルアード, 大六野耕作訳 [1999] 『グローバル・ポリティクス』人間の科学社)。
- E. Laszlo [1974] *A Strategy for the Future* (邦訳: アービン・ラズロー, 伊藤重行訳 [1980] 『地球社会への目標: 世界秩序へのシステム・アプローチ』産業能率大学出版部)。
- E. Laszlo [1977] *Goals for Mankind* (邦訳: ラズロー, 大来佐武郎監訳 [1980] 『人類への目標: 地球社会への道』ダイヤモンド社)。
- 古川照美 [1991] 「国際組織と国際公益」広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念: 国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房。
- G. J. Hardin [1972] *Exploring New Ethics for Survival: The Voyage of the Spaceship 'Beagle'* (邦訳: G. J. ハーディン, 松井巻之助訳 [1991] 『地球に生

- きる倫理：宇宙船ビーグル号からの旅から』佑学社）。
- G. Modelski [1987] *Long Cycles in World Politics*（邦訳：浦野起央・信夫隆司 [1991]『世界システムの動態：世界政治の長期サイクル』晃洋書房）。
- G. J. アイケンベリー [2001]「制度、覇権、グローバル・ガヴァナンス」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- G. Soros [1998] *The Crisis of Global Capitalism*（邦訳：ジョージ・ソロス，大原進訳 [1999]『グローバル資本主義の危機』日本経済新聞社）。
- 羽鳥敬彦編著 [1999]『グローバル経済』世界思想社。
- 初瀬龍平 [1993]『国際政治学：理論の射程』同文館出版。
- 星野智 [1992]『現代国家と世界システム』同文館出版。
- H. M. Schwartz [2000] *States versus Markets: The Emergence of a Global Economy*（邦訳：ハーマン・M. シュワルツ，宮川典之・太田正登・浅野義訳 [2001]『グローバル・エコノミー——形成と発展 I——』文眞堂）。
- 平勝廣 [2001]『グローバル市場経済化の諸相』ミネルヴァ書房。
- 広部和也・田中忠編 [1991]『山本草二先生還暦記念：国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房。
- 広瀬和子 [1976]「国際社会と法」武者小路公秀・蠟山道雄編『国際学——理論と展望』東京大学出版会。
- 堀内昭義編 [1990]『国際経済環境と経済調整』アジア経済研究所。
- 星野俊也 [2001]「国際機構：ガヴァナンスのエージェント」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 井堀利宏 [1993]「“国際公共財”の明確化と日本の役割」『日本経済研究センター会報』1993. 5. 1. 15.
- 池上惇 [1990]『財政学——現代財政システムの総合的解明』岩波書店。
- 池上惇 [1991]『経済学——理論・歴史・政策——』青木書店。
- 池上惇 [1994]『経済学への招待——現代経済のしくみと日本経済』有斐閣。
- 池上惇 [1996]『現代経済学と公共政策』青木書店。
- 池上惇 [1996]『マルチメディア社会の政治と経済』ナカニシヤ出版。
- 池田文雄 [1968]「宇宙天体条約の基本構造」国際法学会『国際法外交雑誌』第67巻，第1号。
- 今井賢一 [1992]『資本主義のシステム間競争』筑摩書房。
- 石原孝一・松本博一 [1990]『グローバリズムの国際政治経済学』文眞堂。
- I. Kaul・I. Grunberg・M. A. Stern [1999] *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century*（邦訳：インゲ・カール，イザベル・グレンベルグ，マーク・A・スターン編，FASID 国際開発研究センター訳 [1999]『地球公共財：グローバル時代の新しい課題』日本経済新聞社）。
- I. Wallerstein [1984] *The Politics of the World-economy: The States, the*

- Movements, and the Civilization* (邦訳: イマニュエル・ウオーラーステイン, 田中治男・伊豫谷登士翁・内藤俊雄訳 [1991]『世界経済の政治学』同文館出版).
- 井上定彦 [1992]「国際的視野での社会的共通資本の形成: 地球環境保全と『地球市民』社会の形成」宇沢弘文・高木郁朗編『市場・公共・人間——社会的共通資本の政治経済学』第一書林.
- 石黒馨 [1998]『国際政治経済の理論: 覇権協調論の構想』勁草書房.
- 石黒一憲 [1991]『ボータレス社会への法的警鐘』中央経済社.
- 石黒一憲 [2000]『グローバル経済と法』信山社出版.
- 稲原泰平 [1995]『宇宙開発の国際法構造』信山社.
- 猪口孝 [1989]「国際政治主体論」有賀貞・宇野重昭・木戸蕪・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治1 国際政治の理論』東京大学出版会.
- 磯崎博司 [1995]『地球環境と国際法』実教出版.
- 岩本武和・奥和義・小倉浩・金早雪・星野郁 [2001]『グローバル・エコノミー』有斐閣.
- J. A. C. Conybeare [1984] “Public Goods, Prisoners’ Dilemmas and the International Political Economy”, *International Studies Quarterly*, Vol. 28.
- J. Donnelly [1986] “International Human Rights: A Regime Analysis” *International Organization*, Vol.40 No. 3.
- J. Donnelly [1991] *International Human Rights: Dilemmas in World Politics*.
- J. Frankel [1973] *International Politics: Conflict and Harmony* (邦訳: ジョゼフ・フランケル, 国際関係論研究会訳 [1975]『国際政治論——抗争と協調——』有信堂高文社).
- J. Galtung [1969] “Violence, Peace, and Peace Research” *Journal of Peace Research*, Vol. 6 No. 3 (邦訳: J. ガルトウング, 高柳先男・他訳 [1990]『構造的暴力と平和』所収, 中央大学出版部).
- J. Galtung [1969] “A Structural Theory of Imperialism” *Journal of Peace Research*, Vol. 8 No. 2 (邦訳: J. ガルトウング, 高柳先男・他訳 [1990]『構造的暴力と平和』所収, 中央大学出版部).
- J. Galtung [1984] *There are Alternatives: Four Roads to Peace and Security* (邦訳: J. ガルトウング, 高柳先男・他訳 [1989]『平和への新思考』勁草書房).
- J. Mander, E. Goldsmith (ed.) [1996] *The Case against the Global Economy: and for a Turn Toward the Local* (邦訳: ジュリー・マンダ, エドワード・ゴールドスミス, 小南祐一郎, 塚本しづ香訳 [2000]『グローバル経済が世界を破壊する』朝日新聞社).
- J. N. ロズナウ [1987]「アクター, レベル, およびシステムの多元性について——『経験主義的多元主義のアプローチ』対『大理論的アプローチ』——」武者小路公

- 秀・臼井久和編『転換期世界の理論的枠組みⅠ——国家間関係と政策決定——』有信堂高文社。
- J. N. Rosenau [1990] *Turbulence in World Politics: A Theory of Change and Continuity*.
- J. N. Rosenau & E. Czempiel (ed.) [1992] *Governance without Government: Order and Change in World Politics*.
- J. N. Rosenau [1994] *The United Nations in a Turbulent World* (邦訳：ジェームズ・N. ロズナウ，功刀達朗訳 [1995]『激動の世界と国連／湾岸戦争の教訓（国連地球社会の選択Ⅰ）』PHP 研究所）。
- J. Tinbergen [1972] *Optimum Social Welfare and Productivity* (邦訳：J. テインバーゲン，加藤寛・古田精治訳 [1976]『最適体制の経済学』東洋経済新報社)。
- J. Tinbergen [1976] *Reshaping the International Order* (邦訳：J. テインバーゲン，茅陽一・大西昭訳 [1977]『国際秩序の再構成』ダイヤモンド社)。
- J. Tinbergen and D. Fischer [1987] *Warfare and Welfare* (邦訳：ティンバーゲン，フィッシャー，服部彰訳 [1994]『国際平和の経済学』同文館出版)。
- J. W. Botkin [1979] *No Limits to Learning: Bridging the Human* (邦訳：J. ボトキン，大来佐武郎訳 [1980]『限界なき学習』ダイヤモンド社)。
- 鴨武彦 [1978]「国際政治経済学の方法論——トランスナショナルの事例」日本国際政治学会編『国際経済の政治学』日本国際政治学会『季刊国際政治』第60号。
- 鴨武彦 [1979]「相互依存の政治学」鴨武彦・山本吉宣編著『相互依存の国際政治学』有信堂高文社。
- 鴨武彦・山本吉宣 [1979]『相互依存の国際政治学』有信堂高文社。
- 鴨武彦・山本吉宣 [1988]『相互依存の理論と現実』有信堂高文社。
- 鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編 [1997]『国際政治経済システム 1：主権国家を超えて』有斐閣。
- 鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編 [1998]『国際政治経済システム 2：相対化する国境Ⅰ 経済活動』有斐閣。
- 鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編 [1997]『国際政治経済システム 3：相対化する国境Ⅱ 法・政治・民族』有斐閣。
- 鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編 [1999]『国際政治経済システム 4：新しい世界システム』有斐閣。
- 金子勝 [1999]『反グローバリズム——市場改革の戦略的思考』岩波書店。
- カンパベル・スミス，石井健吉訳 [1996]『カントの永久平和論——史的解説と本論』近代文藝社。
- 川田侃 [1988]『国際政治経済学をめざして』御茶の水書房。
- 川崎恭治 [1993]「国際社会の共通利益と国家の国際犯罪」大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院。

- K. E. ボールディング [1972] *Beyond Economics: Essay on Society, Religion and Ethics* (邦訳: ケネス・ボールディング, 公文俊平訳 [1978] 『経済学を越えて』ダイヤモンド社).
- K. E. ボールディング [1978] *Ecodynamics: A New Theory of Societal Evolution* (邦訳: ケネス・ボールディング, 長尾史朗訳 [1980] 『地球社会はどこへ行く』講談社).
- K. E. ボールディング [1987] [一つの世界と多数の世界] 武者小路公秀・臼井久和編 『転換期世界の理論的枠組みⅡ——脱国家的イシューと世界政治——』有信堂高文社.
- 菊池裕子 [1991] 「国際公共財の概念」『日本財政学会第48回大会報告要旨』10月.
- 木村寛 [1991] 「人権条約の履行確保と国内的救済の原則——外交保護制度とヨーロッパ人権条約との対比を中心に——」広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念: 国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房.
- 紀国正典 [1988] 「国際金融の安全性・健全性と規制・監督システム—C. M. フリーセンの国際比較調査の検討」高知大学経済学会『高知論叢』第32号.
- 紀国正典 [1990] 「銀行ディスクロージャーと金融の国際化」高知大学経済学会『高知論叢』第35号.
- 紀国正典 [1992] 「多国籍銀行の監督に関するバーゼル・コンコルダートの変遷と意義」高知大学経済学会『高知論叢』第45号.
- 紀国正典 [1993] 「多国籍銀行業の監督についての国際基準ミニマム」高知大学経済学会『高知論叢』第46号.
- 紀国正典 [1994] 「国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャー」高知大学経済学会『高知論叢』第48号.
- 紀国正典 [1995] 「国際金融システム——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第54号.
- 紀国正典 [1996a] 「国際金融取引——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第55号.
- 紀国正典 [1996b] 「国際金融構造——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第57号.
- 紀国正典 [1997] 「国際金融システム——多数国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第60号.
- 紀国正典 [1998] 「日本版金融ビッグバンと市民生活——金融消費者主権は確立されるのか——」高知大学経済学会『高知論叢』第63号.
- 紀国正典 [1999] 「国際金融システムと金融制御」池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店.
- 紀国正典 [1999] 「公共性と公共性諸学説——国際金融システムの規範的方法の検討(1)——」高知大学経済学会『高知論叢』第65・66合併号.

- 紀国正典 [2001] 「金融コングロマリット——OECD の研究成果の検討——」高知大学経済学会『高知論叢』第70号。
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説（上）——国際金融システムの規範的方法の検討（1）——」高知大学経済学会『高知論叢』第73号。
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説（中）——国際金融システムの規範的方法の検討（1）——」高知大学経済学会『高知論叢』第74号。
- 桐山孝信 [2001] 『民主主義の国際法—形成と課題』有斐閣
- 小坂弘行 [1994] 『グローバル・システムのモデル分析』有斐閣。
- 基礎経済科学研究所 [1998] 『地球社会の政治経済学』ナカニシヤ出版。
- L. Sklair [1990] *Sociology of the Global System* (邦訳: レスリー・スクレアー, 野沢慎司訳 [1994] 『グローバル・システムの社会学』玉川大学出版部)。
- 古城佳子 [2001] 「国際経済: 経済のグローバル化とガヴァナンスの要請」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 倉田稔 [2000] 『グローバル資本主義の物語: その発展と矛盾』日本放送出版協会。
- M. Gurtov [1991] *Global Politics in the Human Interest*, (2 edition) (邦訳: メル・ガートフ, 菊井禮次訳 [1992] 『グローバル・ヒューマニズムの政治学: 世界秩序転換のアジェンダ』法律文化社)。
- 最上敏樹 [1989] 「世界秩序論」有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治1 国際政治の理論』東京大学出版会。
- 最上敏樹 [1996] 『国際機構論』東京大学出版会。
- 毛利良一 [2001] 『グローバリゼーションとIMF・世界銀行』大月書店。
- M. Bertrand [1986] *Rfaire l' ONU! : un programme pour la paix* (邦訳: モーリス・ベルトラン, 横田洋三監訳; 秋月弘子・黒田順子・滝澤美佐子訳 [1991] 『国連再生のシナリオ』国際書院)。
- M. Bertrand [1994] *L' ONU* (邦訳: モーリス・ベルトラン, 横田洋三・大久保重樹訳 [1995] 『国連の可能性と限界』国際書院)。
- 本山美彦 [2001] 『グローバリズムの衝撃』東洋経済新報社。
- M. Walzer [1995] *Toward A Global Civil Society* (邦訳: マイケル・ウォルツァー, 石田・越智・向山・佐々木・高橋訳 [2001] 『グローバルな市民社会に向けて』日本経済評論社)。
- 森田章夫 [2000] 『国際コントロールの理論と実行』東京大学出版会
- 武者小路公秀・臼井久和編 [1987] 『転換期世界の理論的枠組み I ——国家間関係と政策決定——』有信堂高文社。
- 武者小路公秀・臼井久和編 [1987] 『転換期世界の理論的枠組み II ——脱国家的イシューと世界政治——』有信堂高文社。
- 武者小路公秀・蠟山道雄編 [1976] 『国際学——理論と展望』東京大学出版会。
- 武者小路公秀・蠟山道雄編 [1976] 『国際政治学——多極化世界と日本——』有信堂高

- 文社.
- 中村恵 [1993] 「宇宙開発と共通利益」大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院.
- 日本国際政治学会編 [1978] 『国際経済の政治学』日本国際政治学会『季刊国際政治』第60号。
- 日本国際政治学会編 [1981] 『相互浸透システムと国際理論』日本国際政治学会『季刊国際政治』第67号。
- 日本国際政治学会編 [1984] 『国際組織と体制変化』日本国際政治学会『季刊国際政治』第76号。
- 日本国際政治学会編 [1986] 『世界システム論』日本国際政治学会『季刊国際政治』第82号。
- 日本国際政治学会編 [1994] 『システム変動期の国際協調』日本国際政治学会『季刊国際政治』第106号。
- 日本比較政治学会編 [2000] 『グローバル化の政治学』早稲田大学出版会.
- 小田滋 [1972] 『海の資源と国際法 I』有斐閣.
- OECD [2001] *The Future of the Global Economy: Toward a Long Boom?* (邦訳: 岸本光永・姫野尚子訳 [2001] 『グローバル・エコノミーの未来: ロングブームに向かっているか』中央経済社).
- 緒方貞子 [1984] 「国際組織研究と国際体制論」日本国際政治学会編『国際組織と体制変化』日本国際政治学会『季刊国際政治』第76号。
- 大島英樹 [1989] 「現実主義——『モーゲンソーとの対話』を中心に——」有賀貞・宇野重昭・木戸蒔・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治 1 国際政治の理論』東京大学出版会.
- 奥田宏司 [1988] 『途上国債務危機と IMF・世界銀行』同文館出版.
- 奥脇直也 [1991] 『『国際公益』概念の理論的検討——国際交通法の類比の妥当と限界——』広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念: 国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房.
- O. R. Young [1980] “International Regimes: Problems of Concept Formation”, *WORLD POLITICS*, volume X X X I I, No. 3 - April.
- O. R. Young [1982] “Regime dynamics: the rise and fall of international regimes”, S. D. Krasner (eds.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- O. R. ヤング [1987] [国際制度——そのマクロ行動の決定要因を求めて——] 武者小路公秀・白井久和編『転換期世界の理論的枠組み II ——脱国家的イシューと世界政治——』有信堂高文社.
- O. R. Young [1994] *International Governance*.
- O. R. ヤング [2001] 「グローバル・ガバナンスの理論: レジーム理論的アプローチ」

- 渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 太田宏 [2001] 「地球環境問題：グローバル・ガヴァナンスの概念化」 渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 大谷良雄編著 [1993] 『共通利益概念と国際法』国際書院。
- 大谷良雄 [1993] 「国際社会の共通利益概念について——試論」 大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院。
- P. Dicken [1998] *Global Shift* (邦訳：ピーター・ディッケン，宮町良広監訳 [2001] 『グローバル・シフト（上）（下）』古今書院)。
- P. R. Kregman [1998] *The Accidental Theorist: and Other Dispatches from the Dismal Science* (邦訳：ポール・クルーグマン，三上義一訳 [1999] 『グローバル経済を動かす愚かな人々』早川書房)。
- R. A. Falk, S. S. Kim, S. H. Mendloviz (ed.), [1981] *Toward a Just World Order*.
- R. A. Falk [1995] *On Human Governance: Toward a Order Global Politics, The World Order Models Project Report of the Global Civilization Institute*.
- R. ボアイエ，山田鋭夫共同編集 [1997] 『国際レジームの再編』藤原書店。
- R. G. Gilpin [1987] *The Political Economy of International Relations* (邦訳：ロバート・ギルピン，佐藤誠三郎・竹内透監修・大蔵省世界システム研究会訳 [1990] 『世界システムの政治経済学』東洋経済新報社)。
- R. G. Gilpin [2000] *The Challenge of Global Capitalism: The World Economy in the 21st Century* (邦訳：ロバート・ギルピン，古城佳子訳 [2001] 『グローバル資本主義：危機か繁栄か』東洋経済新報社)。
- R. N. Cooper [1968] *The Economic of Interdependence*.
- R. N. Cooper [1972] "Economic Interdependence and Foreign Policy in the Seventies", *WORLD POLITICS*, volume X X I V, No. 2-January.
- R. N. Rosecrance [1963] *Action and Reaction in World Politics: International Systems Perspective*.
- R. O. Keohane and S. Nye [1974] "Transgovernmental Relations and International Organizations", *WORLD POLITICS*, volume X X X V I I, No. 1-October.
- R. O. Keohane and S. Nye [1976] *Power and Interdependence*.
- R. O. Keohane [1982] "The demand for international regimes", S. D. Krasner (eds.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- R. O. Keohane [1984] *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy* (邦訳：ロバート・コヘイン，石黒馨・小林誠訳 [1998] 『覇権後の国際政治経済学』晃洋書房)。

- 蠟山道雄 [1976] 「国際政策学の展望——国際公共財をどうとらえるか——」 武者小路公秀・蠟山道雄編『国際学——理論と展望』東京大学出版会。
- 坂井昭夫 [1991] 『日米経済摩擦と政策協調』有斐閣。
- 坂井昭夫 [1993] 『マクロ政策協調の現段階』京都大学経済研究所, KIER リプリントシリーズ No.369。
- 坂井昭夫 [1993] 『覇権理論とポスト冷戦秩序シナリオをめぐる論壇状況』京都大学経済研究所, KIER, 9306。
- 坂井昭夫 [1995] 『ネオ・リアリズム—覇権安定論—国際公共財論—「国際政治経済学」—サーベイの一環として—』京都大学経済研究所, KIER, 9502。
- 坂井昭夫 [1995] 「覇権国理論をめぐる論壇状況」『関西大学商学論集』第40巻, 第2号。
- 坂井昭夫 [1995] 「ネオ・リアリズムと国際公共財」『関西大学商学論集』第40巻, 第4・5号。
- 坂井昭夫 [1997] 「『国際的相互依存論』とは何か? ——「国際政治経済学」サーベイの一幕——」京都大学経済研究所, KIER, 9701。
- 坂井昭夫 [1998] 『国際政治経済学とは何か』青木書店。
- 坂井昭夫 [1999] 『国際公共財としての通貨システム』京都大学経済研究所, Discussion Paper No. 9804。
- 坂本義和, 大串和雄編 [1991] 『地球民主主義の条件: 下からの民主化をめざして』同文館出版。
- 櫻井公人・小野塚佳光編著 [1998] 『グローバル化の政治経済学』晃洋書房。
- 佐藤哲夫 [1993] 「国際社会の共通利益と国際機構: 国際共同体の代表機関としての国際連合について」大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院。
- 佐藤哲夫 [1993] 『国際組織の創造的展開』勁草書房。
- S. D. Krasner (ed.) [1982] *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- S. D. Krasner [1982] “Regimes and the limits of realism: regimes as autonomous variables”, S. D. Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- S. D. Krasner [1982] “Structural causes and regime consequences: regimes as intervening variables”, S. D. Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.
- S. D. Krasner (ed.) [1983] *International Regimes*.
- S. D. クラズナー [2001] 「グローバリゼーション論批判: 主権概念の再検討」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス』東京大学出版会。
- 関下稔・森岡孝三 [1992] 『世界秩序とグローバルエコノミー』青木書店。
- 関下稔・石黒馨・関寛治編 [1998] 『現代の国際政治経済学: 学際知の実験』法律文

化社.

S. Haggard & B. A. Simmons [1987] "Theories of International Regimes", *International Organization*, volume 41, number 3.

篠原梓 [1993] 「国際法定立の新動向と共通利益概念」大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院.

城山英明 [2001] 「国際行政：グローバル・ガヴァナンスにおける不可欠の要素」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会.

総合研究開発機構編 [1994] 『経済のグローバル化と法』三省堂.

杉原高嶺 [1975] 「一般利益にもとづく国家の出訴権（一）」国際法学会『国際法外交雑誌』第74巻，第3号.

杉原高嶺 [1975] 「一般利益にもとづく国家の出訴権（二・完）」国際法学会『国際法外交雑誌』第74巻，第4号.

杉本昭七編著 [1993] 『現代世界経済の転換と融合』同文館出版.

S. George [1977] *How the Other Half Dies* (邦訳：スーザン・ジョージ，小南佑一郎・谷口真理子訳 [1984] 『なぜ世界の半分は飢えるのか』朝日新聞社).

S. George [1988] *A Fate Worse than Debt* (邦訳：スーザン・ジョージ，向壽一訳 [1989] 『債務危機の真実——なぜ第三世界は貧しいのか——』朝日新聞社).

S. George [1992] *The Debt Boomerang: How Third World Harm us All* (邦訳：スーザン・ジョージ，佐々木建・毛利良一訳 [1995] 『債務のブーメラン』朝日新聞社).

S. George & F. Sabelli [1994] *Faith and Credit: The World Bank Secular Empire* (邦訳：スーザン・ジョージ，毛利良一訳 [1996] 『世界銀行は地球を救えるのか：開発帝国50年の功罪』朝日新聞社).

S. George [1999] *The Lugano Report: On Preserving Capitalism in the Twenty-First Century* (邦訳：スーザン・ジョージ，毛利良一監訳 [2000] 『グローバル市場経済生き残り戦略：ルガノ秘密報告』朝日新聞社).

S. Strange [1982] "Cave! hic dragones: a critique of regime analysis", S. D. Krasner (ed.) *International Regimes, A special issue of International Organization*, volume 36, number 2, Spring.

S. Strange [1994] *States and Markets: An Introduction to International Political Economy*, 2nd ed. (邦訳：スーザン・ストレンジ，西川潤・佐藤元彦訳 [1994] 『国際政治経済学入門』東洋経済新報社).

新開陽一 [1992] 「新しい世界システムと国際金融」大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』December.

田端茂二郎 [1950] 『世界政府の思想』岩波書店.

高柳先男 [1989] 「平和研究のパラダイム」有賀貞・宇野重昭・木戸翁・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治1 国際政治の理論』東京大学出版会.

- 高林秀雄, 小寺初世子, 山手治之, 松井芳郎 [1990]『国際法Ⅰ』『国際法Ⅱ』東信堂.
- 高橋一生編 [1998]『グローバリゼーションと貧困: 第2回 FASID フォーラム報告書』外務省/FASID.
- 高村ゆかり [1993]『「Sustainable Development」と環境の利益』大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院.
- 柘山堯司 [2001]「国際法の視点: 国連総会決議の法秩序形成機能」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会.
- 出口富久治・鈴木一人編著 [1997]『グローバリゼーションと国民国家』青木書店.
- 田中利幸 [1991]「国際法益と国内刑事管轄」広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念: 国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房.
- 田村正勝・白井陽一郎 [1998]『世界システムの「ゆらぎ」の構造: EU・東アジア・世界経済』早稲田大学出版部.
- 田中明彦 [1989]「世界システム論」有賀貞・宇野重昭・木戸霧・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治1 国際政治の理論』東京大学出版会.
- 田中明彦 [1989]『世界システム』東京大学出版会.
- T. Buergenthal [1995] *International Human Rights in a Nutshell* (邦訳: トーマス・バーゲンソル, 小寺初世子訳 [1999]『国際人権法入門』東信堂).
- The World bank [1995] *Governance and Human Rights — Rev. and Update —*.
- 富田俊基 [1990]「国際システムの構造変化と日本——緊張緩和と相互依存——」大蔵省財政金融研究所『ファイナンス』4月号.
- 富田俊基 [1996]『冷戦後の世界経済システム』東洋経済新報社.
- 鶴田満彦 [2000]『グローバル化のなかの現代国家』中央大学出版部.
- 土山實男 [2001]「アナキー下のグローバル・ガヴァナンス: リアリズムとの共有空間」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会.
- 植木俊哉 [1991]「国際組織による国際公益実現の諸形態」広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念: 国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房.
- 浦野起央 [1997]『国際関係理論史』勁草書房.
- 白井久和・内田孟男編 [1990]『新国際学・混沌から秩序へⅠ: 地球社会の危機と再生』有信堂高文社.
- 白井久和・内田孟男編 [1991]『新国際学・混沌から秩序へⅡ: 多角的共生と国際ネットワーク』有信堂高文社.
- 渡辺昭夫・土山實男編 [2001]『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会.
- 渡辺昭夫・土山實男 [2001]「グローバル・ガヴァナンスの射程」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会.
- 吉田和男 [1989]「国際公共財試論——ボックス=アメリカナから国際協調時代へ——」大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』December.

- 吉田和男 [1993] 『システム摩擦——国境をもつ資本主義』日本評論社。
- 山影進 [1981] 「相互依存論のカルテ——研究の系譜と論理のモデル——」日本国際政治学会編『相互浸透システムと国際理論』日本国際政治学会『季刊国際政治』第67号。
- 山影進 [1989] 「相互依存論——パラダイムのなかの理論群——」有賀貞・宇野重昭・本戸藤・山本吉宣・渡辺昭夫編『講座国際政治1 国際政治の理論』東京大学出版会。
- 山本草二 [1966] 『宇宙通信の国際法——国際企業の法形態として——』有信堂高文社。
- 山本草二 [1968] 「国際共同企業と国内管轄権行使の抑制」国際法学会『国際法外交雑誌』第63巻、第6号。
- 山本草二 [1968] 「国際行政法の存立基盤」国際法学会『国際法外交雑誌』第67巻、第5号。
- 山本草二 [1982] 『国際法における危険責任主義』東京大学出版会。
- 山本草二 [1983] 「国際行政法」雄川一郎・塩野宏・園部逸夫編『現代行政法体系1：現代行政法の課題』有斐閣。
- 山本草二 [1985] 『国際法』有斐閣。
- 山本草二 [1987] 「南極資源開発の国際組織化とその限界」大沼保昭編『国際法、国際連合と日本：高野雄一先生古希記念論文集』弘文堂。
- 山内進 [1993] 「グロティウスのアンビバレンス——国家主権と人類の共通利益——」大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』国際書院。
- 山本吉宣 [1979] 「国際経済をめぐる政治過程——相互依存のパラダイムへ向けての一試論——」鴨武彦・山本吉宣編著 [1979] 『相互依存の国際政治学』有信堂高文社。
- 山本吉宣・薬師寺泰三・山形進編 [1984] 『国際関係理論の新展開』東京大学出版会。
- 山本吉宣著 [1988] 「覇権とレジーム——公共財の視点から」鴨武彦・山本吉宣編著 [1988] 『相互依存の理論と現実』有信堂高文社。
- 山本吉宣 [1989] 『国際的相互依存』東京大学出版会。
- 山本吉宣 [1996] 「国際レジーム論——政府なき統治を求めて」国際法学会『国際法外交雑誌』第95巻、第1号。
- 山本吉宣 [2001] 「安全保障：グローバル・ガヴァナンスの境界領域」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会。
- 横田洋三 [2001] 『国際機構の法構造』国際書院。
- 横田喜三郎 [1948] 『世界国家の問題』国友社。
- 吉井淳 [1991] 「技術移転における公益と私益——深海底開発と技術移転、国際公益をめぐる管轄権の構造、国際公益の形成という視点から——」広部和也・田中忠編『山本草二先生還暦記念：国際法と国内法——国際公益の展開——』勁草書房。